

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第11項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第1期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	アイペットホールディングス株式会社
【英訳名】	ipet Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 安田 敦子
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 工藤 雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 工藤 雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期
決算年月		2021年3月
経常収益	(百万円)	22,878
正味収入保険料	(百万円)	22,412
経常利益	(百万円)	381
親会社株主に帰属する当期純損失()	(百万円)	727
包括利益	(百万円)	595
純資産額	(百万円)	4,992
総資産額	(百万円)	17,408
1株当たり純資産額	(円)	461.79
1株当たり当期純損失()	(円)	67.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-
自己資本比率	(%)	28.7
自己資本利益率	(%)	13.8
株価収益率	(倍)	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,260
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,532
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	128
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1,649
従業員数	(人)	569
(外、平均臨時雇用者数)		(31)

(注) 1. 正味収入保険料には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年10月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしておりません。

3. 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったアイペット損害保険株式会社の財務諸表を引き継いで作成しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

5. 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

6. 従業員数は、就業人員数であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	2021年3月
営業収益 (百万円)	129
経常利益 (百万円)	8
当期純利益 (百万円)	2
資本金 (百万円)	102
発行済株式総数 (株)	10,811,773
純資産額 (百万円)	5,757
総資産額 (百万円)	5,835
1株当たり純資産額 (円)	532.50
1株当たり配当額 (円)	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	0.26
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	0.25
自己資本比率 (%)	98.7
自己資本利益率 (%)	0.0
株価収益率 (倍)	8,378.3
配当性向 (%)	-
従業員数 (人)	49
(外、平均臨時雇用者数)	(-)
株主総利回り (%)	-
(比較指標: 東証マザーズ指数) (%)	(-)
最高株価 (円)	2,659
最低株価 (円)	2,010

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2020年10月1日設立のため、前事業年度以前に係る記載はしておりません。

3. 第1期は2020年10月1日から2021年3月31日までの6ヶ月間になっております。

4. 従業員数は、就業人員数であります。

5. 第1期の株主総利回りは、2020年10月1日設立のため、記載しておりません。

6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりアイペット損害保険株式会社の完全親会社として設立されました。設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2020年10月	アイペット損害保険株式会社が単独株式移転の方法により当社を設立 テクニカル上場により東京証券取引所マザーズに上場
2021年3月	ペッツオーライ株式会社の株式を取得し、完全子会社化

なお、2020年10月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となったアイペット損害保険株式会社の設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2004年5月	東京都中央区銀座に株式会社スロー・グループを設立
2004年9月	アイペットクラブ健康促進共済事業(任意組合)設立、共済事業を開始
2006年6月	特定保険業者として関東財務局へ届出
2008年2月	株式会社アイペットへ社名を変更
2008年3月	少額短期保険業者として登録
2008年4月	ペット医療費用保険「うちの子」、「うちの子プラス」の販売を開始
2008年12月	東京都千代田区霞が関に本社移転
2010年2月	ペット手術費用保険「うちの子ライト」の販売を開始
2011年2月	株式会社ドリームインキュベータの子会社となる
2011年12月	保有契約件数10万件突破
2012年3月	金融庁より損害保険業免許を取得 アイペット損害保険株式会社へ社名変更
2012年5月	東京都港区六本木に本社移転
2015年4月	保有契約件数20万件突破
2017年3月	保有契約件数30万件突破
2017年4月	鳥・小動物向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」の販売を開始
2018年4月	東京証券取引所マザーズに上場
2018年11月	ペット医療費用保険「うちの子キュート」の対象ペット範囲を拡大 保有契約件数40万件突破
2019年2月	第一生命ホールディングス株式会社との業務提携を基本合意
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年3月	保有契約件数50万件突破
2020年4月	任意の指名・報酬諮問委員会設置
2020年9月	持株会社体制への移行に伴い上場廃止
2020年10月	ペッツファースト少額短期保険株式会社の株式を取得し、完全子会社化
2021年1月	保有契約件数60万件突破

3【事業の内容】

当社グループは、中核子会社であるアイペット損害保険株式会社（以下、「アイペット損保」といいます。）及びアイペット損保の100%子会社であるペットファースト少額短期保険株式会社（非連結。以下「ペットファースト少短」といいます。）を傘下に、2020年10月1日に純粋持株会社として設立されました。2021年3月15日には、ペットオーライ株式会社（以下「ペットオーライ」といいます。）を100%子会社とし、グループの事業構成はペット保険事業とオンラインペット健康相談事業に拡大いたしました。

当社は、経営管理およびそれに付帯する業務を行う持株会社として、グループ会社の経営状況を把握し、グループのリスク管理、コンプライアンスの強化に努めるとともに、グループとしての経営計画等を作成し、グループ間におけるシナジー発揮の促進等を業とし、その対価として経営管理料を収受しています。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。事業の系統図は以下のとおりです。



※ペットファースト少額短期保険は連結対象外（非連結子会社）

(1) ペット保険事業

商品について

アイペット損保ではお客さまのニーズに合わせ、ペットの通院から入院・手術まで幅広くカバーした犬・猫向けのペット医療費用保険「うちの子」及び「うちの子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット手術費用保険「うちの子ライト」、アイペット損保指定のエキゾチックアニマル向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」の4つのタイプの商品を販売しております。

対象動物	商品名	販売チャネル	商品内容
犬・猫	うちの子プラス	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品で、ペットの体調が不安定になりやすい“ペット購入後1か月間”は診療費を100%補償します。2か月目以降はご契約者さまが選択した補償プラン（70%・50%）に応じて補償します。
	うちの子	全チャネル	ペットの通院・入院・手術の費用を補償プラン（70%・50%）に応じて補償します。犬や猫の病気・ケガをカバーする医療保険です。
	うちの子ライト	全チャネル	高額になりがちな手術費用の補償に特化し、保険料を抑えた商品です。手術と手術を含む連続した入院の費用を最大90%補償します。
アイペット損保指定のエキゾチックアニマル	うちの子キュート	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品であり、アイペット損保指定のエキゾチックアニマルの通院・入院・手術の費用をペット購入の当日から補償プラン（70%・50%・30%）に応じて補償します。
特約			
ペット賠償責任特約			ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等（注）を1事故500万円の範囲内で補償する商品です。 （注）アイペット損保の書面による同意を得て支出した場合に限ります。

販売チャネル（経路）について

アイペット損保の販売チャネルは、主に、ペットショップ代理店及び一般代理店等からなる代理店チャネルと、インターネット等を通じた募集を行うダイレクトチャネルの2つに分類しております。これらの販売チャネルで、顧客ニーズやシーンに合わせてアイペット損保の商品をご案内しております。

ア. 代理店チャネル

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。アイペット損保では、保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っております。

アイペット損保は、主に、ペットショップ代理店、一般代理店等に販売を委託しております。

なお、アイペット損保の代理店数は、2021年3月末現在、全国で1,136社であります。

(ア) ペットショップ代理店

ペットショップはアイペット損保の代理店チャネルの中核であり、2021年3月末現在において809社と代理店契約を締結し、2,209店舗でアイペット損保の商品を販売しております。

主に、ペットショップ専用商品として、生体購入時から補償が受けられる「うちの子プラス」「うちの子キュート」を販売しております。

(イ) 一般代理店

訪問相談や来店型保険ショップ、保険比較サイト等と代理店契約を締結しており、2021年3月末現在において327社と代理店契約を締結し、1,943店舗でアイペット損保の商品を販売しております。また、2019年2月の第一生命ホールディングス株式会社との業務提携の基本合意に基づき、当事業年度においては、第一生命保険株式会社のウェブサイトや営業員（生涯設計デザイナー）によるペット保険販売も開始し、販路を更に拡大いたしました。

イ. ダイレクトチャネル

代理店を経由せずお客さまに保険にご加入いただく場合、アイペット損保のコンタクトセンターから商品の説明を受けた後、又はアイペット損保が提供する資料やウェブサイト等の内容を確認した後、契約のお申込みと保険料のお支払手続きを行っていただけます。

また、アイペット損保が提供するウェブサイトでは、資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、すべて非対面による手続きが可能となっております。

保険金のお支払いについて

アイペット損保では、損害保険会社として重要な責務である保険金等のお支払いを、お客さまが利用する動物病院によって以下の2通りの方法で行っております。

ア. アイペット対応動物病院で診療を受ける場合

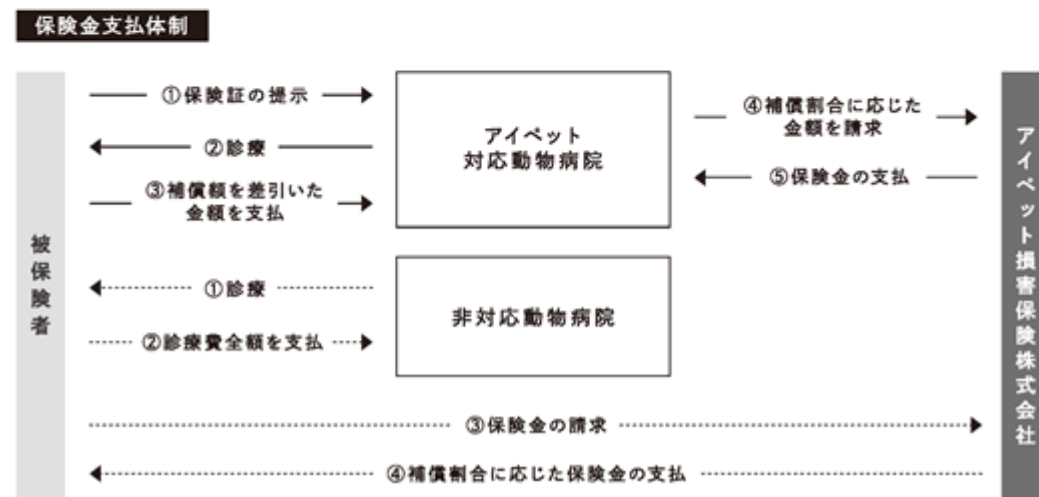
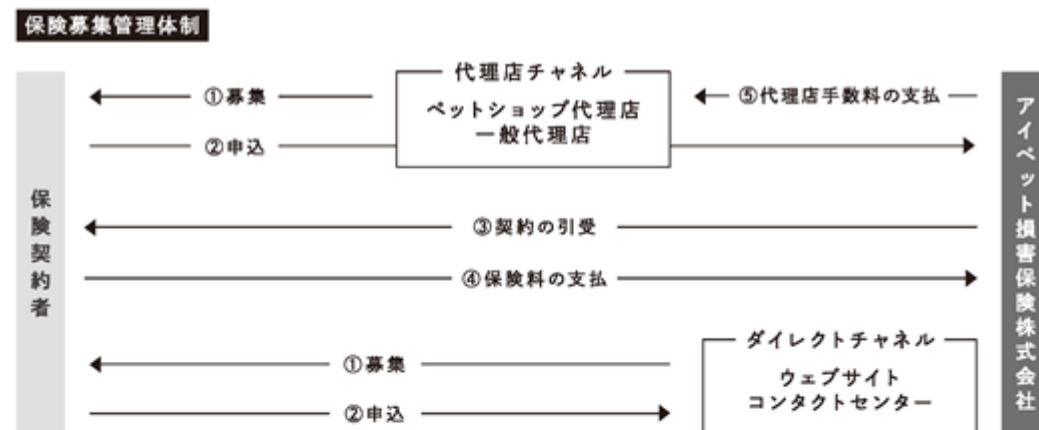
アイペット損保と提携している「アイペット対応動物病院」で診療を受けた場合は、動物病院の窓口でアイペット損保が発行している保険証又はマイページ画面をご提示いただき、かつ保険契約の有効性が確認できた場合、その場でお客さまご負担分のみのお支払いとなり、後日保険金請求書類のご提出は必要ありません。

アイペット対応動物病院は、全国で5,297病院（2021年3月末現在）あり、ご協力いただける動物病院ネットワークを構築しています。アイペット損保の保険金請求件数の7割以上が対応動物病院の窓口での精算によるものです。

なお、「うちの子ライト」、「うちの子プラス」の100%補償期間（第1保険期間）は病院窓口での精算ができませんので、お客さまより直接アイペット損保への保険金請求が必要になります。

イ. アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

お客さまには動物病院にて一旦診療費の全額をお支払いいただき、その後、保険金請求書類をアイペット損保に郵送いただきます。アイペット損保が保険金請求書類を受領した後、原則30日以内に補償割合に応じた保険金をお支払いいたします。日本国内の動物病院での診療費が対象となります。



その他サービス等

ア. クラブアイペット

クラブアイペットとは、アイペット損保と提携している全国の様々な施設やお店で、アイペット損保のペット保険のご契約者さま・被保険者さまが利用できる優待サービスです。トリミングサロンやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペット雑誌、ペットグッズ等の優待・情報サービスを順次追加しております。

イ. 自社メディア

2015年10月より3つの自社メディアの運営を開始しております。

(ア) ワンペディア・にゃんペディア

「ワンペディア」・「にゃんペディア」とは、専門家監修の犬・猫の情報サイトです。獣医師などの専門家が執筆・監修した正しい情報を、犬・猫をこれから迎えようとしている方、迎えたばかりの方でも読みやすいように提供しています。

(イ) PEDGE (ペッジ)

「PEDGE (ペッジ)」は、「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトとして、業界で先進的な取組みや社会的に意義の大きい活動をされている企業・団体・個人を紹介するインタビューサイトです。ペット業界に従事している方や同業界に興味・関心がある方、また業界のトレンドをいち早く得たいとお考えになる方を対象読者としています。

ペットファースト少短

2020年10月のアイペット損保への子会社化以降、保有契約の継続及び自社での引受は行わず、お客さまのご希望によりアイペット損保にてご継続できることとしております。多くのお客さまにアイペット損保にてご契約いただいております。今後、更なるグループシナジーの創出につながる同社の活用を検討してまいります。

(2) オンラインペット健康相談事業

2021年3月に子会社となったペットオーライは、オンラインでペットの健康に関し、獣医師、ドッグトレーナー、ホリスティックケア・カウンセラーに相談できるサービスを提供しており、今後は、アイペット損保のペットショップチャンネルを活かしたサービスの拡大や、ペットライフを豊かにする様々なサービスの提供を行っていく予定です。

(3) ESGに関する取組み

当社グループでは、ペット保険会社を中核会社とするグループとして、社会的責任に真摯に向き合いつつ、成長の加速につなげるため、事業を通じた環境負荷の低減 (Environment)、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献 (Social)、ガバナンスの強化による信頼性向上 (Governance) 等の取組みを推進しております。

環境負荷の低減 (E) に向けては、デジタルマーケティングやお客さま専用マイページの拡充など、ビジネスプロセスの変革や環境に配慮した取組みを継続して行ってまいりました。ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献 (S) としては、ペット保険の普及に尽力することで、飼い主さまの診療費のご負担を軽減し、必要なときにためらわずに動物病院で診察を受け、最適な治療を選択していただけるようになります。これにより、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献ができるものと考えております。また、2019年10月には、「人と動物が共生する社会の実現」を推進していくことを目指して、アイペット損保の事務センターの所在地である青森県との動物愛護に関する連携協定を締結しております。当連結会計年度では、保護された犬や猫の預かりボランティア育成について青森県、一般財団法人クリステル・ヴィ・アンサンプルと連携したミルクボランティア育成のためのオンライン研修会の実施や、青森県のペットに関するオンラインの避難所マップの作成などを行っております。ガバナンスの強化による信頼性向上 (G) については、監査等委員会や任意の指名・報酬諮問委員会を設置するなど、取締役会の監督機能強化や透明性の向上に加え、ペット保険事業での保険金不正請求防止への取組み、コンプライアンス・リスク管理の一層の強化などを行い、より信頼される企業グループになるよう、努力を継続しております。これらのESGに関する取組みは、SOMPOリスクマネジメント社が実施した2020年度ESG経営調査において、東証一部以外の上場企業142社中で4位の評価を得ました。ESGに関する取組みを推進することで、当社グループの事業を更に強固にし、また、更なる成長につなげられるよう、尽力してまいります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ドリーム インキュベータ (注)1	東京都千代田区	4,998	コンサルティング 業	被所有 56.1	役員の兼任あり
(連結子会社) アイペット損害保 険株式会社 (注)2,4	東京都港区	4,119	損害保険事業	所有 100.0	役員の兼任あり 経営指導
(連結子会社) ペットオーライ株 式会社 (注)3	東京都千代田区	10	その他 (オンラインペット 健康相談事業)	所有 100.0	役員の兼任あり

(注)1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. 特定子会社に該当しております。

3. ペットオーライ株式会社は、2021年4月1日付で東京都港区へ本社を移転しております。

4. アイペット損害保険株式会社については、2021年3月期における経常収益金額の連結経常収益金額に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)経常収益	22,745百万円
	(2)経常利益	370百万円
	(3)当期純損失	728百万円
	(4)純資産	4,236百万円
	(5)総資産	16,587百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	515 (31)
報告セグメント計	515 (31)
その他	54 (-)
合計	569 (31)

(注)1. 従業員数は就業人員数(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
49 (-)	39.1	4.7	7,495

(注)1. 従業員数は就業人員数(社外から当社への出向者を含む。)であります。

2. 平均勤続年数は当社の子会社を含む当社グループにおける在籍期間を通算しております。

3. 従業員は、その他のセグメントに所属しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、経営理念として「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会をつくる」を、また経営ビジョンとして「ペットと人の幸せを考え続ける会社」を掲げております。当社グループは、ペット保険、オンラインペット健康相談事業を通じ、ペットの健康に貢献することはもちろんのこと、ペットと共に暮らすことで人も心身ともに健康でいられるように、また、ペットを飼育している人もそうでない人も健やかに共存できる社会を実現できるように、当社グループの事業を通じて貢献してまいりたいと考えております。今後はペット保険事業を主軸としつつ、グループシナジーの創出を通じて、経営理念、経営ビジョンの実現と、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営環境等

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う混乱により世界経済が減速し、景気の先行きは不透明な状況のなか、経済全体の活動水準が低く、依然として厳しい状態が続いております。ペット業界においては、矢野経済研究所が2021年1月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2021年版」によると、2019年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.7%増の1兆5,705億円であったのに対し、2020年度は前年度比3.4%増の1兆6,242億円と見込まれており、さらなる成長がみられました。一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2020年には8,489千頭、猫の飼育頭数の推計は微減に転じ2020年には9,644千頭となっています。一方、2020年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値（18,133千頭）は15歳未満の総人口（15,105千人、2020年5月1日現在（確定値）、総務省統計局 人口推計）を超えており、日本の世帯においてペットの位置付けが大きくなっていることがうかがえます。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭あたりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

この中でペット保険市場は、前述の矢野経済研究所の資料によると、2019年度には841億円だった市場規模が2020年度には993億円へと18.1%増の成長が見込まれています。日本のペット保険市場は、アイペット損保、2020年10月に当社の非連結子会社となったペッツファースト少短を含めて15社（少額短期保険事業者を含む）が参入する競争の激しい市場ではありますが、その中で、アイペット損保の保有契約件数のシェアは2019年12月末の25.4%から2020年12月末には26.7%へ拡大し（「2021年ペット関連市場マーケティング総覧」、株式会社富士経済）、市場において確固たる位置づけを築いてまいりました。海外の市場と比べても、ペット保険の普及率はスウェーデンで約65%、イギリスで約25%であるのに対し、日本では約12%と、拡大はしているものの依然として成長余地が大きい市場であり、当社グループは、この成長市場においてさらに存在感を発揮し、ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会の実現に寄与してまいります。

また、2020年1月以降に顕在化した新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世界経済が減速し、景気の先行きは不透明な状況となっており、当社グループの業績予想でも、新型コロナウイルス感染拡大の影響を一定考慮しておりますが、現時点で当社グループの業績に対して大きな影響を与えるような状況は生じておりません。緊急事態宣言下においては、主要チャネルであるペットショップのうち、ショッピングモール等の一部の店舗は休業となり、新規契約が減少するリスクがあった一方で、インターネットチャネルでの新規契約は堅調に推移しており、緊急事態宣言解除後においては、ペットショップチャネルも急激に回復してきていることから、収入保険料や経常収益に大きく影響を与えるリスクは少ないと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症に対して当社グループでは、お客さまや取引先、従業員の安全を第一に考え、厚生労働省の提唱する「新しい生活様式」をいち早く取り入れております。具体的には、従業員に対して感染リスクを低減するため可能な限り人との接触機会を削減するべく、テレワーク（在宅勤務）・時差通勤の制度化、ローテーション勤務を実施しており、出社の際もソーシャルディスタンスの確保に努めるとともに、打合せ等はWeb会議を推奨し、出張や営業等での外出も必要最小限にすることとしています。また、マスクの着用、手洗い、消毒の徹底などの対応も実施しております。

今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、この影響をしっかりと見極めつつ、状況に応じて必要な対策を講じてまいります。

(3) 経営戦略等

当社グループは、中核子会社であるアイペット損保およびアイペット損保の100%子会社であるペッツファースト少短を傘下に、2020年10月1日に純粋持株会社として設立されました。2021年3月15日には、ペッツオーライ株式会社（以下「ペッツオーライ」といいます。）を100%子会社とし、グループの事業構成はペット保険事業とオンラインペット健康相談事業に拡大いたしました。これにより、今後は、グループとしての事業領域の拡大や、シナジーの創出、収益力の強化をみこんでおります。

アイペット損保について

アイペット損保では、中期経営計画を前年度の成果をもとに毎年次の3か年計画にアップデートしておりますが、当事業年度においては、2020年度からの3か年を対象期間とする中期経営計画のもとで、着実な進捗がみられました。新型コロナウイルス感染症の影響による旺盛なペット需要も背景に、アイペット損保の新規契約件数は好調に推移し、2021年1月には保有契約件数が過去最速で10万件増加して、60万件を突破しました。2021年3月末には、保有契約件数は622,069件となり、対前年度比22.4%と大きく増加いたしました。ペットショップチャネルでは、当事業年度においては静岡営業所（2021年4月に支店に昇格）・新潟支店の新設、東西ブロック制の導入による営業接点の強化を実施し、各地域で代理店の支援を強め、販売強化に注力してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた外出自粛の流れを背景として、インターネットチャネルでの新規契約の申込みも成長しております。なお、第一生命ホールディングス株式会社との業務提携により、第一生命保険会社のウェブサイト・営業員（生涯設計デザイナー）によるペット保険販売については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、一部活動を自粛したケースもございましたが、次年度に向けて更なる拡販の準備を進めております。アイペット損保の強みの一つである、動物病院の窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみのお支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」については、対応動物病院数は順調に拡大し、2021年3月末時点で5,297病院となり、ご契約者さまの利便性向上に引き続き取り組んでおります。また、2021年5月には保険料改定を行い、ペットの高齢化によるニーズに対応すべく、高齢層の保険料を引き下げ、保険料に一定の年齢での上限を設定するなどの対応をいたしました。これにより、ご契約者さまがペットのためにアイペット損保の保険を継続していただきやすくなると考えております。加えて、お問合わせに迅速に対応するためのAIチャットボットの導入や帳票類の電子化、CRM施策の推進や基幹システムのインフラ更改など、お客さまサービスの向上、事業基盤の強化に向けたデジタルライゼーションの取組みも推進しております。

ペットズオーライについて

2021年3月に子会社となったペットズオーライは、オンラインでペットの健康に関し、獣医師、ドッグトレーナー、ホリスティックケア・カウンセラーに相談できるサービスを提供しております。今後は、当社グループの強みであるペットショップチャネルを活かして新規契約の獲得を推進し収益を拡大するとともに、ペットライフを豊かにする様々なサービスの提供を行うことにより、アイペット損保の継続率の向上にも貢献する等のシナジーの創出を目指します。

DXプロジェクトについて

当社グループの事業は順調に成長してきた一方、当連結会計年度において、約7億円の最終赤字を計上いたしました。これは、ソフトウェア仮勘定約14億円を固定資産処分損として特別損失に計上したことに伴うものです。これまでアイペット損保では基幹システムの開発を進めており、その過程で約24億円の投資を行いました。2020年12月には、システムの基盤を更改し、2021年5月の保険料改定に向けたシステム開発を無事に完了いたしました。一方で、2020年度は保有契約件数が大きく伸び、今後は保険金支払い等の事務負担もこれまで以上に大きくなることが予想されます。ペット保険市場の成長性、そして2020年度の当社グループの急成長を踏まえ、事業基盤をより強固なものとするべく、自社開発から主にSaaSを利用した基幹システムの開発へと方針を変更することといたしました。これに伴い、上述のとおり、今後活用が見込まれないソフトウェア仮勘定約14億円について特別損失を計上いたしました。今後は、新たなシステム開発をアイペット損保のDXプロジェクトと位置付け、全社一丸となってその完遂に向けて努力し、将来の更なる成長に向けた事業基盤の強化に努めてまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、「経常収益」及び「保有契約件数（注1）」を主な経営指標としております。また、当社グループが扱う事業はストック型のビジネスモデルであるため、当事業年度より、KPI（Key Performance Indicators）として「1契約換算あたりLTV（注1）」、「1契約換算あたりPAC（注1）」及び「グループIRR（注1）」を重視し、中長期的な収益性向上に努めてまいります。当社グループの中期経営計画（2021-2023年度）では、2023年度（2024年3月期）において、経常収益373億円、保有契約件数884,000件を目標として設定しております。

なお、当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する当社グループ内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、「（注2）普通責任準備金及び異常危険準備金の取扱いについて」をご参照ください。

(注1)用語の定義・前提

KPIの定義及び計算方法は以下の通りです。

<p>1契約換算あたりLTV*1(生涯顧客価値)</p> <p>【定義】1顧客が当社グループにもたらす累計利益の総額</p> <p>【算式】一定期間における、 (収益-契約維持コスト)÷保有契約件数×継続期間</p> <p>(前提) 1.ペット保険事業とペットオーライ事業の合算 2.平均継続年数は継続率より算出 3.比較可能にするため米T社モデルを採用</p>	<p>1契約換算あたりPAC*2(新規契約獲得等費用)</p> <p>【定義】契約獲得1件あたりのマーケティングコスト・一時投資費用。いわゆるイニシャルコストの総額</p> <p>【算式】一定期間における、 (新規手数料+営業費+償却費+一時投資費用)÷新規契約成立件数</p> <p>(前提) ペット保険事業とペットオーライ事業の合算</p>
<p>ペット保険の保有契約件数</p> <p>ある時点における、ペット保険の有効な契約件数。 今後生み出す収益の基礎。</p>	<p>グループIRR*3(内部収益率)</p> <p>グループ全体の観点で投資(PAC)によって得られると見込まれる利益の総額(LTV)を利回りで示した値。</p>

*1 LTV (Life Time Value): 保険1契約あたりLTV+ペットオーライ1契約あたりLTV×希釈係数(ペット保険の契約成立件数を基礎)。

*2 PAC (Pet Acquisition Cost): 保険1契約成立あたりPAC+ペットオーライ1契約成立あたりPAC×希釈係数(ペット保険の契約成立件数を基礎)。

*3 IRR (Internal Rate of Return)

(注2)普通責任準備金及び異常危険準備金の取扱いについて

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。

当社グループの中核子会社であるアイペット損保では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残高によっていますが、当社グループは社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社グループの経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残高方式は、収支相等の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残高が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残高方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較が出来ないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社グループの業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づき業績予想の開示を行っております。なお、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又は四半期レビューの対象とはなっておりません。

また、異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を每期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表に記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。アイペット損保は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を每期積み立てております。

当社グループにおける未経過保険料方式に異常危険準備金を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、中期経営計画に基づく経営を推進するにあたり、以下のような優先的に対処すべき課題について取組みを行ってまいります。

ペット保険事業の基盤の強化

アイペット損保のペット保険事業では、当連結会計年度は旺盛なペット需要を背景に保有契約件数が当初の計画以上に成長しました。これにより、オペレーションコストも計画以上に増加し、利益を圧迫する要因となっています。前述のように、ペット保険事業は成長余地が大きい市場であり、アイペット損保も更なる成長が見込まれています。今後更なる成長を目指し、より多くのお客さまの契約を高い業務品質をもって支えるために、一層の事業基盤、オペレーションの強化や生産性の向上を図る必要があります。2021年度から3年間の新中期経営計画においては、将来の成長に向けて事業基盤を強化するために、事務・システムへの投資や事業費の合理化を含む生産性向上に向けた取組みを掲げております。

グループシナジーの創出

当社グループの経営理念を実現するため、グループでのシナジーを創出するための取組みを推進してまいります。グループ各社のリソース、データなどを活用して事業の効率化や新たなサービスの提供、付加価値向上などに向けた取組みを行うとともに、将来的には、グループの強みを活かし、お客さまのニーズに合致し、社会的課題の解決にも資するような事業の創出を目指します。

ESG経営の推進

当社グループは、ESGの取組みを通じて、ペット保険会社を中核子会社とするグループとしての社会的責任を果たしつつ、事業を更に強固にし、成長につなげていくことを目指してまいります。ESGを経営課題と捉え、投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまにより信頼していただけるよう、これまでに行ってきた取組みの継続、進化、新たな取組みへの挑戦などを行ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態、経営成績等、投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社はこれらのリスクを認識した上で、事態発生回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。なお、本項における将来に関する事項は、別段表示のない限り、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 保険業法等に係る法的リスク

当社グループは、保険業法第3条に基づき損害保険業の免許を取得した保険会社を中核としたグループであり、監督官庁である金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険業法等の関連法令では、健全性確保の観点から、「保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（以下「ソルベンシー・マージン比率」とする。）」をモニタリングしており、国内の保険会社はソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう定められております。ソルベンシー・マージン比率が基準値より低下し、金融庁からは是正措置等が発動された場合に、健全性の回復に向けた業務改善計画の提出・実行、全部又は一部の業務停止を余儀なくされる可能性があります。

また、保険業法は内閣総理大臣に対して免許取消し、業務停止等の保険業に関する広範な監督権限を与えており、原則として金融庁長官にそれらの権限が委任されています。損害保険業の免許は無期限ですが、当社グループが、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書等の基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合、又は公益を害する行為をした場合に、保険業法第133条第1項により、内閣総理大臣は当社グループの損害保険業免許を取り消すことができる旨が定められております。

当連結会計年度末現在において、当社グループでは上述の事由に該当する事実はありませんが、仮に、当社グループの免許が取り消されることになれば、当社グループは事業活動全般に支障を来すとともに、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの損害保険事業に係るリスク

保険引受リスク

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、保険会社が損失を被るリスクです。当社グループのペット保険は、適正な補償内容及び保険料水準を設定しておりますが、経済情勢や保険事故の発生率、診療費単価水準等が保険料設定時の予測に反して変動した場合、適正な保険料水準を確保できなくなる等の不確実性を内包しております。

資産運用リスク

資産運用リスクは、保有資産の運用に伴い、保険会社が損失を被るリスクであります。当社グループは、預貯金の他に、有価証券等を含む多様な資産の運用を行っており、主に以下のリスクを内包しております。

ア．市場リスク

当社グループは、株式や債券、外貨建ての有価証券等を保有しており、株価の下落や金利の上昇、為替差損の発生により評価損が生じることにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ．信用リスク

当社グループの保有する有価証券等の資産については、発行者等の信用力の低下や破綻、信用市場の混乱により、資産価値の減少や元本・利息の回収ができなくなる等、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ．不動産投資リスク

当社グループは運用資産として不動産を保有しておりますが、賃貸料の変動等を要因として不動産に係る収益が減少し、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、資金確保又は市場取引において、通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

当社グループは、保険金の支払い等に対応するために、必要な一定程度の現金・預貯金を確保しておりますが、犬・猫等の感染症の拡大等による急激な保険金の支払い増加により資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利なコストで追加資金の調達や不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

代理店に関するリスク

当社グループの保険商品は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、法改正等によるペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解約等が発生した場合には、当社グループの販売推進力が減退し、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、保険代理店に対するモニタリングが機能せず、不祥事やお客さまへの不利益が発生した場合、当社グループのレピュテーションの低下、または財務上の損害が発生する可能性があります。

競合リスク

当社グループが行うペット損害保険事業において、既存の同業他社の拡大、大手損保および新規事業者の参入等により、商品・サービスや代理店獲得に係る競争が激化した場合、新規契約の減少、既存契約の解約の増加のほか、広告宣伝費の増加、商品設計や代理店手数料の見直し等の事業費増加が予想されます。こうした攻勢に対応を要することから、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事務リスク

事務リスクとは、当社グループの役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより、当社グループ又はお客さま等が損失を被るリスクです。

当社グループの事務手続きにおいて重大な過失が発生することにより、事業運営リスクが顕在化した場合や監督官庁による行政処分を受ける場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

システムリスクは、システムダウン又は誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社グループ若しくはお客さま等が損失を被るリスクです。

当社グループは、自然災害・大規模災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセス及び情報システムの開発・運用にかかる不備等により、情報システムの停止・誤作動・不正使用が発生するシステムリスクを一定程度に抑える対応を実施しておりますが、重大なシステム障害を始め全データの消失等の想定外な事象の発生により当社グループの情報システムが機能なくなり、事業中断を余儀なくされた場合に、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム開発プロジェクトに係るリスク

当社グループは、ペット保険市場の拡大に伴い継続的に保有契約件数が増加しており、2021年3月末時点において、保有契約件数は60万件を超えております。当社グループは、システムの拡張性の確保や事務処理の自動化を実現することで今後の業容拡大に対応すべく、基幹システム開発プロジェクトを推進し、2020年12月に前述の刷新を完了いたしました。さらにDXを推進すべく、業務の自動化や、それらを組み入れた業務フローの効率化に取り組んでまいります。今後、何らかの理由によりプロジェクトが遅延又は中断した場合には、プロジェクト費用の増加、新商品開発の遅延、既存システムの継続使用によるコスト増、固定資産除却損の発生等により、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、その他のシステム開発においても開発費用が資産計上されるため、一定の投資後に開発計画が中断した場合は除却損の発生等を通じて経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報漏えいに係るリスク

当社グループは、保険事業における契約者情報をはじめ代理店や動物病院等の情報等、多数の個人情報及び当社グループの機密に関わる情報を取り扱っております。これらの情報に関しては、当社グループの情報セキュリティ態勢を整備し、厳重に管理しておりますが、当社グループ又は外部委託先のシステムへの不正アクセスやコンピューターウイルスの感染等により、情報が流出する事故が発生した場合には、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する損害賠償金の支払い等により、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

社会情勢や法規制の変更に伴うリスク

近年、犬猫の飼育頭数は微減傾向で推移する一方、ペットに対する健康意識の高まりによる動物病院の利用拡大とペット医療の高度化により、ペット保険の利用頻度や認知度は向上しております。この結果、ペット保険市場は拡大を続け、2020年度の市場規模は993億円（前年度比118.1%）と見込まれております（矢野経済研究所「ペットビジネスマーケティング総覧 2021年版」）。しかしながら、今後経済環境の変化等によりペット飼育頭数の著しい減少やペット保険の普及率の伸び悩みといった事象が発生した場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが行う損害保険事業は保険業法、金融商品取引法その他の法令による規制を受けておりますが、ペット保険の販売に特化している特性上、動物愛護管理法等ペット業界に関連する法令の新設、改正等が、当社グループのペット保険の販売環境に影響を与える可能性があります。

大規模災害等における事業継続性に係るリスク

当社グループでは、大規模自然災害、感染症の流行、サイバー攻撃および大規模テロ等の事態に備えて、BCP（事業継続計画）を策定し、被災等に伴う影響を最小限にとどめるための初期対応、および業務の継続を図るための暫定対応を行う危機管理態勢を整備しておりますが、この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害等が発生した場合に、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

マスコミ報道やインターネット上の書き込み等で、当社グループに対する否定的な風評が発生し流布した場合に、それが事実に基づくものであるか否かに関わらず、当社グループの社会的信用に影響を与える場合があります。当社グループでは、これらの風評の早期発見及び影響の極小化に努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟リスク

当社グループは、弁護士等と相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、当事業年度末までのところ重大な訴訟問題は発生しておりません。しかし、損害保険事業に関する訴訟においては、当社グループが不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社グループの経営成績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、損害保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応にかかる事務コストの増加につながる場合があります。これらの結果、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

普通責任準備金の積立基準が変更されるリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、事業年度毎に、普通責任準備金として未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当事業年度に費用計上します。未経過保険料残高は、保険契約の未経過期間に対応する保険料の合計額であります。一方、初年度収支残高は、「保険料＝保険金＋営業費及び一般管理費」が成り立つことを前提とする理論であり、毎決算日において当年度契約に係る利益相当額は普通責任準備金として負債計上されます。

アイペット損保では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、初年度収支残高によっておりますが、今後、未経過保険料残高が初年度収支残高を上回り、未経過保険料残高によることとなった場合、繰入額が大幅に変動することにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

参考情報として、直近5年間の未経過保険料残高・繰入額、初年度収支残高・繰入額及びそれぞれの方式による当社グループの経常利益は以下のとおりで推移しております。

なお、当社グループでは社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重視しており、未経過保険料方式による経常利益は、「初年度収支残方式による経常利益＋初年度収支残方式による繰入額－未経過保険料方式による繰入額」により算出されます。

（単位：百万円）

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
初年度収支残高	2,612	3,018	3,832	4,775	5,964
未経過保険料残高	2,351	2,874	3,533	4,411	5,579
初年度収支残方式による繰入額	477	405	814	942	1,188
未経過保険料方式による繰入額	429	522	658	878	1,168
初年度収支残方式による経常利益	297	561	297	413	381
未経過保険料方式による経常利益	345	444	453	477	401

異常危険準備金の取崩しが発生するリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要がある。異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一つであり、大蔵省告示第232号第2条の別表に記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

アイペット損保が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、アイペット損保の損害率はこの基準損害率を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、アイペット損保の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
異常危険準備金繰入額	322	391	475	580	717
異常危険準備金残高	1,356	1,748	2,223	2,803	3,521

親会社グループとの関係について

当社の親会社は株式会社ドリームインキュベータであり、当事業年度末現在で当社発行済株式総数の56.1%を保有しております。親会社は、戦略コンサルティング事業及びインキュベーション事業を主たる事業としております。同社はインキュベーション事業の一環として、2011年2月より当社グループを連結の範囲に含めております。

ア．親会社グループにおける当社の位置付け

当社グループは、親会社グループの事業のうち、インキュベーション事業に区分されますが、2021年3月期における親会社のセグメント開示では、開示基準に従い、ペットライフスタイルセグメントとしてベンチャー投資セグメントから独立して掲記されております。また、当社への投資はインキュベーション事業の一環であるという親会社の経営方針に照らし、当社株式は、最終的に全て売却される予定です。なお、親会社グループ企業において当社グループと競合する事業を営む会社は存在せず、現時点において、今後も競合が想定される事象はないものと認識しておりますが、将来的に親会社の経営方針に変更が生じた場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ．親会社グループとの取引関係

当社は、2021年3月15日付で、当社グループの親会社である株式会社ドリームインキュベータからペットオーライ株式会社の株式を取得し、完全子会社化しました。また、当社は、同日、株式会社ドリームインキュベータから、ペットオーライ株式会社に対する貸付金債権を譲り受けました。これらの取引をするにあたっては、対象会社の企業価値等の諸般の事情を勘案して交渉を行った上で、取引条件を決定しております。

なお、当連結会計年度における親会社との重要な取引については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載しております。

ウ．親会社グループとの資本関係

当社グループは、自らの経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、当社グループの親会社である株式会社ドリームインキュベータは当社発行済普通株式の56.1%（当事業年度末現在）を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。また、親会社は当社株式を最終的に全て売却する予定ですが、当面は連結を維持する方針であります。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

また、親会社における今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

エ．親会社グループとの人的関係

本書提出日現在、当社の取締役である原田哲郎は、親会社である株式会社ドリームインキュベータの代表取締役CEO執行役員を兼務しております。同取締役は、その豊富な経営経験に基づく知見の活用等を目的として、当社が招聘したものであり、親会社からの独立性は確保されている状況にあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識、分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりアイペット損害保険株式会社（以下「アイペット損保」といいます。）の完全親会社として設立されましたが、当社の連結財務諸表は、アイペット損保の財務諸表を引き継いで作成しておりますので、前年同期と比較を行っている項目については、アイペット損保の2020年3月期と比較しております。

当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しております。

(1) 経営成績

当連結会計年度の経営成績（Non-GAAPベース）

（単位：百万円）

決算年月	2020年3月期	2021年3月期	増減金額	増減率
経常収益	18,334	22,878	4,543	24.8%
未経過保険料方式による経常利益	477	401	76	16.0%
未経過保険料方式による当期純利益 又は当期純損失（ ）	308	712	1,020	-
調整後経常利益	1,058	1,119	61	5.8%
調整後当期純利益 又は調整後当期純損失（ ）	726	195	921	-

当社は、中核子会社であるアイペット損保を傘下に、2020年10月1日に純粋持株会社として設立されました。2021年3月15日には、ペットオーライ株式会社（以下「ペットオーライ」といいます。）を完全子会社とし、グループの事業構成はペット保険事業とオンラインペット健康相談事業に拡大いたしました。

当社グループの中核子会社であるアイペット損保では、中期経営計画を前年度の成果をもとに毎年次の3か年計画にアップデートしておりますが、当連結会計年度においては、2020年からの3か年を対象期間とする中期経営計画のもとで、着実な進捗がみられました。アイペット損保の新規契約件数は旺盛なペット需要を背景に極めて好調に推移しました。また、継続率に低下傾向はみられず高水準を維持していることから、保険引受収益へ与える影響は、総じて上振れの方向となりました。

ペットショップチャンネルでは、当連結会計年度においては静岡営業所（2021年4月に支店に昇格）・新潟支店の新設、東西ブロック制の導入による営業接点の強化を実施し、各地域で代理店の支援を強め、販売強化に注力してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた外出自粛の流れを受け、インターネットチャンネルでの新規契約の申込みも成長しております。

そのほか、オンラインペット健康相談事業を運営するペットオーライを、2021年3月15日付で完全子会社化し、みなし取得日を2021年1月1日としているため、同社の損益計算書を第4四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。ペットオーライは、オンラインでペットの健康に関し、獣医師、ドッグトレーナー、ホリスティックケア・カウンセラーに相談できるサービスを提供しており、アイペット損保のペットショップチャンネルを活かしたサービスの拡大や、ペットライフを豊かにする様々なサービスの提供によりシナジーを創出し、さらなる成長を目指します。

これらの結果、アイペット損保の保有契約件数は当連結会計年度末時点で622,069件（前事業年度末より113,844件増加・同22.4%増）となり、当社グループの経常収益は22,878百万円（前年同期比24.8%増）となりました。

当社グループの経常費用は保険契約の伸展に伴う諸手数料及び集金費や新規契約獲得に係る事業費の増加、保険金請求頻度の高まり等に伴う正味支払保険金や損害調査費の増加により、22,476百万円（同25.9%増）となりました。この結果、当社グループの経常利益は401百万円（同16.0%減）となりました。

一方、アイペット損保における基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した資産の一部であるソフトウェア仮勘定残高1,369百万円について、当連結会計年度において特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したことから、当期純損失は712百万円となりました。

当社グループの調整後利益は異常危険準備金の影響を除いて算定され、この結果、調整後経常利益は1,119百万円（同5.8%増）、調整後当期純損失は195百万円となりました。

経営成績の分析は以下のとおりであります。

ア．経常収益

経常収益は、主として保険引受収益及び資産運用収益から構成されます。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減金額	増減率
保険引受収益	18,115	22,412	4,297	23.7%
資産運用収益	173	282	109	62.9%

(保険引受収益)

保険引受収益は当連結会計年度に獲得した新規契約と前年度以前に獲得した継続契約から構成されます。全チャネルを合計した新規契約件数は順調に増加し、前事業年度を上回る結果となりました。また、継続率については、89.6%と高水準を維持しております。

(資産運用収益)

中長期的に安定した資産運用収益の獲得を目的として、市場リスクの低い債券・投資信託を中心に積上げた運用資産により、利息及び配当金収入等による資産運用収益は282百万円(同62.9%増)となりました。

今後も当社グループの負債特性を踏まえて、運用資産の構成比を見直すことでリスクコントロールを適切に行いながら、運用資産の拡大を図り収益性の向上を目指してまいります。

イ．経常費用

経常費用は、主として発生損害額、事業費から構成されます。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	増減金額	増減率
発生損害額	8,394	11,081	2,687	32.0%
事業費	7,899	9,297	1,398	17.7%

発生損害額 = 正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費

事業費 = アイペット損保の営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費

(発生損害額)

保有契約件数の増加に伴う保険金請求件数の増加等により、発生損害額は11,081百万円(前年同期比32.0%増)となりました。

E/I損害率(注1)は、保険金請求件数及び保険金請求単価の上昇による保険金支払額の増加により、前年同期より3.5pt上昇し、52.2%となりました。発生損害額は保険契約に加入しているペットの年齢上昇、診療費の値上がり等とともに上昇するため、損害率は今後も緩やかな上昇が継続すると考えております。

(事業費)

保険事業の拡大により人件費や代理店に支払う手数料が増加し、事業費は9,297百万円(前年同期比17.7%増)となりました。一方で、既経過保険料ベース事業費率(注2)は、業務効率の向上により前年同期より2.0pt改善し、43.8%となりました。

上記の結果、E/I損害率と既経過保険料ベース事業費率を合計したコンバインド・レシオ(注3)は、前年同期より1.4pt上昇し、95.9%となりました。基幹システムの開発やデジタルライゼーションの推進等の投資により業務効率を高め、E/I損害率の上昇を吸収できるように既経過保険料ベース事業費率を低減させ、長期的にはコンバインド・レシオが低下するように努力してまいります。

	2020年3月期	2021年3月期	増減pt
E/I損害率	48.7%	52.2%	3.5
既経過保険料ベース事業費率	45.8%	43.8%	2.0
コンバインド・レシオ	94.5%	95.9%	1.4

(注)1. E/I損害率：発生損害額により算定した損害率

(正味支払保険金 + 支払備金増減額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料にて算出

2. 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの事業費率

事業費 ÷ 既経過保険料にて算出

3. コンバインド・レシオ

E/I損害率 + 既経過保険料ベース事業費率にて算出

初年度収支残方式による経営成績(J-GAAP)の状況

保険引受収益22,412百万円、資産運用収益282百万円などを合計した経常収益は、22,878百万円となりました。

保険引受費用16,461百万円、営業費及び一般管理費5,944百万円などを合計した経常費用は22,496百万円となりました。この結果、経常利益は381百万円となりました。

一方、前述のとおり、当連結会計年度において特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は727百万円となりました。

Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2020年3月期	2021年3月期
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	477	401
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額（イ）	878	1,168
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額（ロ）	942	1,188
差額（イ - ロ）	64	20
初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）	413	381

また、未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から調整後経常利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2020年3月期	2021年3月期
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	477	401
異常危険準備金影響額	580	717
調整後経常利益（Non-GAAP）	1,058	1,119

更に、未経過保険料方式による当期純利益又は当期純損失（ ）（Non-GAAP）から調整後当期純利益又は調整後当期純損失（ ）（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2020年3月期	2021年3月期
未経過保険料方式による当期純利益 又は当期純損失（ ）（Non-GAAP）	308	712
異常危険準備金影響額	417	516
調整後当期純利益 又は調整後当期純損失（ ）（Non-GAAP）	726	195

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2020年3月期	2021年3月期	増減額
未経過保険料方式による普通責任準備金残高（Non-GAAP）	4,411	5,579	1,168
初年度収支残方式による普通責任準備金残高（J-GAAP）	4,775	5,964	1,188
異常危険準備金残高	2,803	3,521	717

保険引受の状況

アイペット損保における保険引受の実績は以下のとおりであります。

ア. 保険引受利益 (J-GAAP)

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日) (百万円)	対前年増減()額 (百万円)
保険引受収益	18,115	22,412	4,297
保険引受費用	12,237	16,461	4,223
営業費及び一般管理費	5,579	5,824	245
保険引受利益	298	126	172

(注) 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

イ. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
ペット保険	18,115	100.00	22.1	22,412	100.00	23.7
合計	18,115	100.00	22.1	22,412	100.00	23.7
(うち収入積立保険料)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

ウ. 正味収入保険料

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率 (%)
ペット保険	18,115	100.00	22.1	22,412	100.00	23.7
合計	18,115	100.00	22.1	22,412	100.00	23.7

エ. 正味支払保険金

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 ()率 (%)	正味損害率 (%)
ペット保険	7,443	28.6	44.5	9,853	32.4	47.2
合計	7,443	28.6	44.5	9,853	32.4	47.2

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料

資産運用の状況

アイペット損保における資産運用実績は以下のとおりであります。

ア. 運用資産

区分	前事業年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
預貯金	3,050	19.6	1,423	8.6
コールローン	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
金銭の信託	1,013	6.5	-	-
有価証券	5,067	32.5	8,424	50.8
貸付金	122	0.8	116	0.7
土地・建物	248	1.6	277	1.7
運用資産計	9,501	60.9	10,243	61.8
総資産	15,599	100.0	16,587	100.0

イ. 有価証券

区分	前事業年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
社債	768	15.2	778	9.2
株式	162	3.2	1,381	16.4
外国証券	424	8.4	400	4.8
その他の証券	3,711	73.2	5,864	69.6
合計	5,067	100.0	8,424	100.0

ウ.利回り

(ア) 運用資産利回り(インカム利回り)

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	2,955	0.1	0	2,975	0.0
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	9	1,002	0.9	-	758	-
有価証券	111	5,040	2.2	165	5,605	3.0
貸付金	1	119	1.7	1	116	1.6
土地・建物	-	248	-	-	259	-
小計	125	9,366	1.3	167	9,715	1.7
その他	-	-	-	-	-	-
合計	125	-	-	167	-	-

(注) 1.収入金額は、アイペット損保の損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。

2.平均運用額は、原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

(イ) 運用資産利回り(実現利回り)

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	0	2,955	0.0	0	2,975	0.0
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	15	1,002	1.5	13	758	1.7
有価証券	100	5,040	2.0	209	5,605	3.7
貸付金	1	119	1.7	1	116	1.6
土地・建物	-	248	-	-	259	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	118	9,366	1.3	224	9,715	2.3

(注) 1.資産運用損益(実現ベース)は、アイペット損保の損益計算書における「資産運用収益」の金額から「資産運用費用」を控除した金額であります。

2.平均運用額(取得原価ベース)は、原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3.資産運用利回り(実現利回り)にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り(時価総合利回り)は以下のとおりであります。

なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加減算した金額であります。

また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加減算した金額であります。

区分	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	0	2,955	0.0	0	2,975	0.0
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	15	1,013	1.5	13	762	1.7
有価証券	69	5,003	1.4	366	5,668	6.5
貸付金	1	119	1.7	1	116	1.6
土地・建物	-	248	0.0	-	259	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	86	9,340	0.9	380	9,782	3.9

(2) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況及び分析

(資産の部)

当連結会計年度末の総資産は、前事業年度末に比べ1,809百万円増加し、17,408百万円となりました。その主な要因は、現金及び預貯金1,401百万円の減少、運用資産の積上げによる有価証券3,353百万円の増加によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末の負債は、前事業年度末に比べ2,397百万円増加し、12,415百万円となりました。その主な要因は、保有契約数の増加に伴う保険契約準備金2,417百万円の増加によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末の純資産は、前事業年度末に比べ588百万円減少し、4,992百万円となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金727百万円の減少、その他有価証券評価差額金131百万円の増加によるものであります。

ソルベンシー・マージン比率の状況及び分析

当連結会計年度末におけるアイペット損保の単体ソルベンシー・マージン比率は、前事業年度末に比べ86.9pt減少し、260.4%となりました。その主な要因は、固定資産処分損の計上およびアイペット損保の親会社である当社への配当金支払いによる単体ソルベンシー・マージン総額の減少によるものであります。

アイペット損保の単体ソルベンシー・マージン比率は行政当局の求める200%を超えているため、当連結会計年度末時点において保険金等の支払能力の充実の状況は適切であると判断しております。

	前事業年度 (2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2021年3月31日) (百万円)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	8,432	7,825
資本金又は基金等	5,624	4,148
価格変動準備金	14	23
危険準備金	-	-
異常危険準備金	2,803	3,521
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	10	131
土地の含み損益	-	0
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\{(R1 + R2)^2 + (R3 + R4)^2\} + R5 + R6$	4,855	6,009
一般保険リスク(R1)	4,654	5,735
第三分野保険の保険リスク(R2)	-	-
予定利率リスク(R3)	-	-
資産運用リスク(R4)	631	923
経営管理リスク(R5)	158	199
巨大災害リスク(R6)	-	-
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%) $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	347.3	260.4

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率の考え方>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・「通常の予測を超える危険」
 - a 保険引受上の危険、b 予定利率上の危険、c 資産運用上の危険、d 経営管理上の危険、e 巨大災害に係る危険の総額をいいます。
 - a 保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - b 予定利率上の危険 (予定利率リスク) : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - c 資産運用上の危険 (資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - d 経営管理上の危険 (経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記a~c及びe以外のもの
 - e 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

当連結会計年度末におけるアイペットホールディングス株式会社の連結ソルベンシー・マージン比率は、269.9%となりました。

アイペットホールディングス株式会社の連結ソルベンシー・マージン比率は行政当局の求める200%を超えているため、当連結会計年度末時点において保険金等の支払能力の充実の状況は適切であると判断しております。

	当連結会計年度 (2021年3月31日) (百万円)
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	8,327
資本金又は基金等	4,632
価格変動準備金	23
危険準備金	-
異常危険準備金	3,521
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	131
土地の含み損益	0
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)	-
保険料積立金等余剰部分	-
負債性資本調達手段等	-
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	17
控除項目	-
その他	-
(B) 連結リスクの合計額 $\{(R1^2 + R5^2) + R8 + R9\}^2 + (R2 + R3 + R7)^2 + R4 + R6$	6,170
生命保険契約の保険リスク(R1)	-
損害保険契約の一般保険リスク(R5)	5,735
第三分野保険の保険リスク(R8)	-
少額短期保険業者の保険リスク(R9)	167
予定利率リスク(R2)	-
生命保険契約の最低保証リスク(R7)	-
資産運用リスク(R3)	869
経営管理リスク(R4)	203
損害保険契約の巨大災害リスク(R6)	-
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率(%) $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	269.9

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

< 連結ソルベンシー・マージン比率の考え方 >

- ・「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社については、原則として計算対象に含めております。
- ・「通常の予測を超える危険」
 - a 保険引受上の危険、b 予定利率上の危険、c 最低保証上の危険、d 資産運用上の危険、e 経営管理上の危険、f 巨大災害に係る危険の総額をいいます。
 - a 保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - (一般保険リスク)
 - (第三分野保険の保険リスク)
 - (少額短期保険業者の保険リスク)
 - b 予定利率上の危険 : 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - (予定利率リスク)
 - c 最低保証上の危険 : 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - (生命保険の最低保証リスク)

- d 資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- e 経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記a~d及びf以外のもの
(経営管理リスク)
- f 巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

- ・「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、当社及びその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、国内の土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(3) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況及び分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ1,401百万円減少し、1,649百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,260百万円の収入(前年同期比715百万円の収入増加)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失996百万円の計上、固定資産処分損1,388百万円の計上、保険事業の拡大に伴う責任準備金の増加1,906百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,532百万円の支出(前年同期比951百万円の支出増加)となりました。これは主に、運用資産の積上げによる有価証券の取得による支出5,937百万円、有価証券の売却・償還による収入2,869百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出635百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、128百万円の支出(前年同期は156百万円の収入)となりました。これは主に、借入金の返済による支出125百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入7百万円、リース債務の返済による支出11百万円によるものであります。

資本の財源

当連結会計年度は保険料収入等の営業活動により調達した資金を、主に運転資金、有価証券の取得、無形固定資産の取得並びに事業買収による投資に使用しております。

資金の流動性

当社グループの資金の流れは、ご契約者さまから保険料として資金を収受し、補償開始日以降に発生した事故に対して保険金を支払います。このため当社グループは、遅滞無く保険金の支払いを履行するのに十分な資金及び流動性を確保することが重要であると認識しております。支払能力の確保に関しては、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程を設け、適切に運用することで十分な資金及び流動性を確保しております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性格上、生産、受注及び販売の実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、以下に記載のとおりであります。

繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。将来の課税所得は過去の業績等に基づいて見積っているため、将来において経営環境の変化により課税所得の見積りが大きく変動した場合、税制改正によって法定実効税率が変化した場合等においては、繰延税金資産の回収可能額が変動する可能性があります。

有価証券の減損

その他有価証券について、時価もしくは実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められるものを除き、合理的な基準に基づいて減損処理を行うこととしております。今後、株式市場等の状況によっては、有価証券評価損を計上する可能性があります。

支払備金

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行及びパンデミック型の疾病等の大数の法則が機能しないリスクに備えるため、責任準備金を積み立てております。当初想定した環境や条件等が大きく変動した場合には、責任準備金を上回る保険金支払が発生する可能性があります。

(6) 経営成績等に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

アイペット損害保険株式会社は、2020年4月28日開催の取締役会において、金融庁による許認可等を条件として、2020年10月1日を期日として、同社単独による株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「アイペットホールディングス株式会社」を設立することを決定し、2020年6月27日開催の定時株主総会において承認されました。それを受け、当社は、2020年10月1日に設立されました。

当該株式移転によりアイペット損害保険株式会社株式1株に割り当てられた当社株式の数は1株であり、その算定根拠は、単独株式移転により株主構成に変化がないことから、アイペット損害保険株式会社の株主に不利益を与えないことを第一義として定めたものであります。

株式移転設立完全親会社である当社の株式移転時の資本金は100百万円であり、事業の内容は保険持株会社であります。

株式移転の目的その他の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重企業結合等関係)」をご参照ください。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は834百万円であり、主なものは、損害保険事業における業務の効率化を目的とした基幹システムの製作によるものであります。

一方、損害保険事業において、基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した資産の一部であるソフトウェア仮勘定残高1,369百万円について、特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

特記すべき事項はありません。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物	ソフトウェア	その他	合計	
アイペット 損害保険株 式会社	本社 (東京都港区)	損害保険 事業	本社事務所	202 (982)	27	1,034	269	1,534	248 (19)
アイペット 損害保険株 式会社	事務センター (青森県青森市)	損害保険 事業	事務所	-	39	-	38	78	204 (12)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定等であります。

2. 建設仮勘定を除き、上記金額には消費税等は含まれておりません。

3. 上述の事務所の建物を賃借しております。年間の賃借料は372百万円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 新設

特記すべき事項はありません。

(2) 改修

特記すべき事項はありません。

(3) 売却

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,811,773	10,817,773	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に 何ら限定の ない当社に おける標準 となる株 式。単元株 式数は100 株でありま す。
計	10,811,773	10,817,773	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

アイペット損保が発行した新株予約権は、2020年10月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2020年4月28日(注)1	
区分	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分と人数(名)	アイペット損保取締役 2 アイペット損保従業員 16	アイペット損保従業員 13
新株予約権の数(個)	80,000	9,500
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,000(注)2	19,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	320(注)3	320(注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年10月1日 至 2026年3月23日	自 2020年10月1日 至 2026年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 320 資本組入額 160	発行価額 320 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 決議年月日は、アイペット損保における取締役会決議日であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記 のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できません。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではありません。

当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位

当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できません。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとします。

新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とします。

新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とします。

各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とします。

新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができるものとします。

その他の新株予約権の行使条件

上記（注）4に準じて決定します。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月 1日 (注) 1	10,798,173	10,798,173	100,000	100,000	25,000	25,000
2020年10月 1日～ 2021年 3月31日 (注) 2	13,600	10,811,773	2,176	102,176	2,176	27,176

(注) 1. 2020年10月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによる増加であります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	11	26	15	2	1,038	1,097	-
所有株式数(単元)	-	6,552	80	71,034	19,600	3	10,824	108,093	2,473
所有株式数の割合(%)	-	6.06	0.07	65.72	18.13	0.00	10.01	100.00	-

(注) 自己株式は、「単元未満株式の状況」に42株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区霞が関3丁目2-6	6,068	56.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 S HOE LANE, LONDON EC4 A 4AU, U.K. (港区六本木6丁目10-1)	635	5.88
GOLDMAN SACHS & CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (港区六本木6丁目10-1)	548	5.07
双日株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	468	4.32
YCP HOLDINGS LIMITED (常任代理人 みずほ証券株式会社)	No.100 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (千代田区大手町1-5-1)	468	4.32
株式会社ソウ・ツー	大阪府枚方市桜町9-1	420	3.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	中央区晴海1丁目8-12	360	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	263	2.44
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (中央区日本橋3丁目11-1)	223	2.06
株式会社フォーカス	東京都港区虎ノ門1丁目12-15	100	0.92
計	-	9,553	88.33

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は全て信託業務に係る株式数であります。

2. 2021年3月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社ヴァレックス・パートナーズが2021年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上述の大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号	664,700	6.15

- 3.2021年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社が2021年3月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上述の大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂2丁目10番5号	710,500	6.57

- 4.2020年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が2020年10月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上述の大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17番1号	443,500	4.11

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,809,300	108,093	-
単元未満株式	普通株式 2,473	-	-
発行済株式総数	10,811,773	-	-
総株主の議決権	-	108,093	-

(注) 単元未満株式の中には自己株式42株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	42	103,320
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 単元未満株式の買取請求により自己株式を取得したものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (円)	株式数(株)	処分価格の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	42	-	42	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、保険事業の経営基盤を確立させるフェーズにあるため、当面の間は内部留保の充実を図りつつ、事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人材の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針であるため、当事業年度については配当を実施していません。今後につきましては、将来の成長戦略、業績、財務状況等を総合的に勘案して利益配当も検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であり、また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

〔1〕コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は持株会社体制を採用しており、事業執行は傘下のグループ会社が担当し、当社はグループ戦略の策定およびグループ全体の監視・監督を主要な職務としております。グループ経営の観点から、グループ会社の重要事項の実施に際しては、当社取締役会の承認を受けるとともに、適時その進捗状況に関する報告を求めることにより、各グループ会社を監視・監督し、グループ全体のガバナンスの向上を図っております。また、コーポレートガバナンスの強化のため、機関設計として「監査等委員会設置会社」を選択するとともに取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化しております。

〔2〕会社の機関の内容及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る主要な機関・機能は次のとおりであります。

取締役会

当社の取締役会は、安田敦子、工藤雄太、山内一洋、原田哲郎、杉町真、星田繁和、石田むつみの7名で構成され、うち杉町真、星田繁和、石田むつみは、社外取締役であります。代表取締役CEOである安田敦子を議長とし、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督します。当社の取締役会は、原則毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、杉町真、星田繁和、石田むつみの3名で、全員が社外取締役であります。杉町真を議長とし、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。各監査等委員は、それぞれ専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、監査等委員である取締役は、必要な情報の収集や調査を監査部に指示し、監査部が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保します。

経営会議

当社は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について決議を行い、または経営に関する重要事項について報告を受け、会社の経営目標を達成すべく、重要事項を把握、もしくは協議することを目的とし経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月1回以上開催し、代表取締役CEOである安田敦子を議長とし、監査等委員以外の常勤取締役、所定の部長で構成されます。またオブザーバーとして、必要に応じて、監査等委員、監査部長が参加します。

指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、年1回以上適宜開催し、社外取締役である杉町真を委員長とし、代表取締役CEOである安田敦子、取締役である工藤雄太、社外取締役である星田繁和、石田むつみで構成されます。

〔3〕企業統治に関するその他の事項

リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制は次のとおりです。

ア．当社の役割

- a．グループのリスク管理に関する基本方針の策定
- b．グループ会社のリスク管理態勢の整備に関する助言、モニタリング
グループ会社に対しては、業務内容・規模・特性に応じたリスク管理を要請
- c．グループ会社からの報告に基づくグループ全体のリスク管理

イ．リスク管理に関する経営会議の役割

リスク管理に関し、経営会議では主に以下の事項について協議します。

- ・グループのリスク管理態勢の構築等に関する事項
- ・グループのリスク評価・モニタリングに関する事項

コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制は次のとおりです。

ア．当社の役割

- a．グループのコンプライアンスに関する基本方針の策定
- b．グループ会社のコンプライアンス態勢の整備に関する助言、モニタリング
グループ会社に対しては、業務内容・規模・特性に応じたコンプライアンスの推進を要請
- c．グループ会社からの報告に基づくグループ全体のコンプライアンス状況の管理

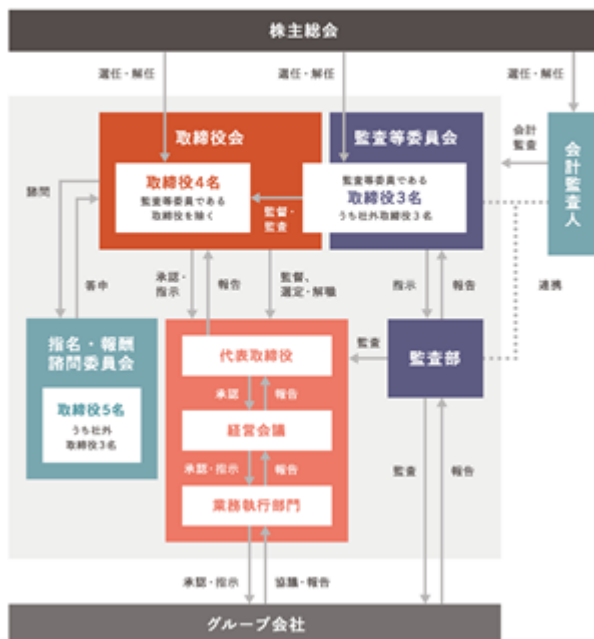
イ．コンプライアンスに関する経営会議の役割

コンプライアンスに関し、経営会議では主に以下の事項について協議します。

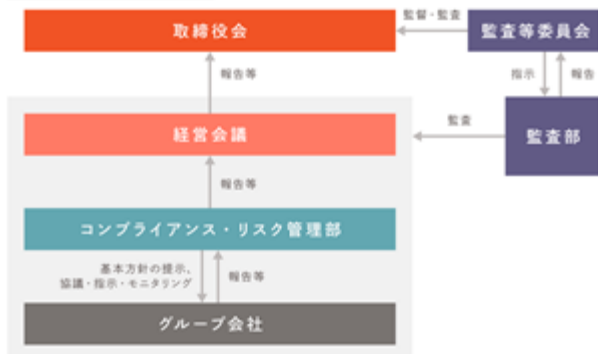
- ・グループのコンプライアンス推進に関する事項
- ・グループの不祥事件に関する事項
- ・グループの反社会的勢力への対応に関する事項

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

コーポレートガバナンス体制図



グループリスク管理体制図



〔4〕責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

また、当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

〔5〕役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及びすべての当社子会社の取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め、全額当社が負担しております。

当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当額責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について保険会社が填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

〔6〕取締役の定数

当社の取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

〔7〕取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。これらは、定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

〔8〕株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

〔9〕株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28%)

2021年6月28日現在

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	安田 敦子	1974年6月22日生	1997年4月 富士ゼロックス株式会社入社 2006年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2015年1月 フリーランスコンサルタントとして活動 2017年10月 アイペット損害保険株式会社入社 2018年7月 同社総務部長 2020年4月 同社執行役員総務部長 2020年10月 当社経営企画部長 2021年4月 アイペット損害保険株式会社執行役員経営企画部長 2021年6月 当社代表取締役CEO(現任) 2021年6月 アイペット損害保険株式会社代表取締役執行役員社長(現任)	(注)2	640
取締役 CFO	工藤 雄太	1977年8月2日生	2004年12月 新日本監査法人入所 2011年8月 アイペット損害保険株式会社入社 2013年6月 同社取締役人事総務部長兼財務経理部長 2015年5月 同社取締役財務経理部長兼資産運用部長 2016年6月 同社取締役常務執行役員財務経理部長 2019年4月 同社取締役常務執行役員人事部長 2020年10月 当社取締役CFO経営管理部長 2020年12月 ペッツオーライ株式会社監査役(現任) 2021年4月 当社取締役CFO(現任) 2021年4月 アイペット損害保険株式会社取締役執行役員常務(現任)	(注)2	55,278
取締役	山内 一洋	1958年11月18日生	1983年4月 東洋信託銀行株式会社入社 2001年1月 シティバンク銀行入社 2004年6月 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社出向内部監査部長 2006年4月 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社執行役員 2007年5月 ジブラルタ生命保険株式会社入社 2008年7月 同社執行役員 2012年1月 同社執行役員常務 2014年6月 同社取締役兼執行役員常務 2016年4月 同社代表取締役社長兼CEO 2016年4月 プルデンシャル・ホールディングス・オブ・ジャパン株式会社取締役 2020年7月 アイペット損害保険株式会社取締役 2020年10月 当社取締役(現任) 2021年4月 アイペット損害保険株式会社取締役執行役員(現任)	(注)2	135
取締役	原田 哲郎	1965年9月22日生	1981年4月 海上自衛隊入隊 1990年4月 日本生命保険相互会社入社 2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2006年6月 同社執行役員 2017年11月 アイペット損害保険株式会社取締役(現任) 2018年6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員 2020年6月 同社代表取締役CEO執行役員(現任) 2020年10月 当社取締役(監査等委員) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)2	771

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	杉町 真	1956年8月14日生	1980年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2003年7月 同社営業推進部部長 2004年7月 東京海上日動火災保険株式会社商品販売支援部長 2010年6月 同社執行役員 2011年6月 同社常務執行役員 2014年4月 同社常務取締役 2014年6月 株式会社JALUX社外監査役 2014年6月 東京国際空港ターミナル株式会社社外監査役 2014年6月 三菱鉱石輸送株式会社社外取締役 2015年4月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 2016年4月 同社専務執行役員 2016年6月 日本地震再保険株式会社代表取締役社長 2020年6月 株式会社東京エネシス社外取締役(現任) 2020年7月 アイペット損害保険株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3,5	-
取締役 (監査等委員)	星田 繁和	1953年8月31日生	1977年4月 三井生命保険相互会社入社 2004年4月 三井生命保険株式会社執行役員 2006年4月 同社常務執行役員 2008年6月 同社取締役常務執行役員 2010年4月 同社取締役専務執行役員 2012年6月 公益財団法人三井生命厚生財団理事長 2017年1月 アイペット損害保険株式会社社外監査役 2019年6月 同社社外取締役(監査等委員) 2020年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	石田 むつみ	1959年1月8日生	1982年11月 ビート・マーウィック・ミッチェル会計事務所入社 1987年9月 ブルデンシャル生命保険株式会社入社 2000年2月 同社経理部長 2008年4月 ジブラルタ生命保険株式会社監査役 2019年2月 石田むつみ公認会計士事務所開業(現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					56,824

(注)1. 取締役杉町真、星田繁和、石田むつみは、社外取締役(監査等委員)であります。

2. 監査等委員でない取締役の任期は2021年6月25日の定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役杉町真、星田繁和の任期は当社の設立日である2020年10月1日から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役石田むつみの任期は2021年6月25日の定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査等委員である取締役杉町真は、当社が2020年10月1日の単独株式移転によりアイペット損害保険株式会社の子会社として設立され、同日付で当社の監査等委員である取締役に就任したため、アイペット損害保険株式会社の社外取締役ではなくなりました。
6. 「所有株式数」には、2021年3月31日現在の役員持株会及び従業員持株会における実質所有株式数を含んだ株式数を記載しております。
7. 当社は、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。なお、補欠監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
新井 朗司	1983年1月6日生	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2016年10月 厚生労働省参与 2020年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー(現任) 2020年4月 金沢大学法科大学院非常勤講師(現任)	-

社外役員の状況

当社は、独立役員である社外取締役3名(いずれも監査等委員)を選任しております。

ア. 社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

イ．社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性及び専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

ウ．社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社では、社外取締役を選任するにあたり、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、期待される職務を適切かつ十分に遂行いただける方を選任しております。

エ．社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

社外取締役の選任基準について、取締役会による監督の実効性を確保するため、経営、保険・金融、ペット・獣医療、IT、法律又は財務会計等のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者としております。

社外取締役杉町真は、保険会社における豊富な業務経験・経営経験のみならず、監査役や社外取締役の経験も有しております。また2020年より当社の監査等委員を務め、公正中立な立場から適切な意見を述べております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

社外取締役星田繁和は、保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また2020年より当社の監査等委員を務め、公正中立な立場から適切な意見を述べております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

社外取締役石田むつみは、保険会社における監査役としての経験と、公認会計士としての専門的な知見を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役2名はいずれも監査等委員である取締役であり、内部監査部門である監査部に、監査等委員として必要な指示を行います。また、社外取締役は、取締役会、経営会議への出席と意見陳述、取締役との意見交換、内部統制システムの整備・運用状況のモニタリング、稟議等重要な書類の閲覧、重要事業所及び営業拠点への往査、会計監査人の監査の相当性評価等の活動を通して内部統制部門との情報交換・連携を行うとともに、会計監査人と定期的に意見交換を重ねることで相互連携を図り、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行に対する監査を行います。

(3)【監査の状況】

監査等委員会による監査の状況

当社の監査等委員会は3名で構成されており、その全員が社外取締役です。

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準、監査等委員会規程、監査計画等に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、取締役との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実効的な監督・監査に努めております。

また、子会社の経営会議や各委員会など重要会議への出席、子会社の監査部からの監査結果聴取、子会社の監査等委員会や会計監査人との連携等により、グループの健全かつ持続的な成長と企業価値向上の実現に努めております。

当社は、2020年10月1日、アイペット損害保険株式会社の純粋持株会社として設立され、同日以降監査等委員会は7回開催されております。監査等委員会は原則として月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	出席回数
杉町 真	7回
星田 繁和	7回
原田 哲郎	6回

監査等委員会の主な検討事項は、監査等委員会監査方針及び監査計画、監査報告の作成、会計監査人の評価及び選解任に関する議案の協議等です。監査等委員会の主な監査活動は、取締役会への出席と意見陳述、取締役との意見交換、内部統制システムの整備・運用状況のモニタリング、稟議等重要な書類の閲覧、会計監査人の監査の相当性評価等です。

また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を通して、業務及び財産の状況の監査、取締役の業務執行を監督しております。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として監査部を設置しております。監査部は、内部監査方針及び内部監査計画に基づき、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行います。加えて、子会社監査部から適時監査結果の報告を受け、必要な指示を行うなど、グループ全体における内部監査の実効性確保に努めております。さらに、監査等委員会及び会計監査人との定期的な連絡会を設けており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図っております。

会計監査の状況

ア.監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

イ.継続監査期間

1年間

(注)当社は、2020年10月にアイペット損害保険株式会社による単独株式移転によって設立された純粋持株会社であり、当社設立前のアイペット損害保険株式会社における継続監査期間を含めると9年になります。

ウ.業務を執行した公認会計士

佐藤 明典

竹澤 正人

エ.監査業務にかかる補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他15名であります。

オ. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定につきましては、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、当該監査法人の監査実績、独立性に関する事項、品質管理の方針や手続き、監査計画やチーム編成等の監査実施体制、及び監査報酬見積額等を総合的に考慮し、EY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人として選定しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意又は請求により会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

カ. 監査等委員会における監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行いました。この評価については、会計監査人の能力、監査品質に係る組織体制、職務内容、職務遂行状況等に基づき実効性のある監査活動が行われていると認識しており、独立性にも問題がないことから、再任が適切であると判断しております。

監査報酬の内容等

ア. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	9	-
連結子会社	25	-
計	35	-

イ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst&Young）に対する報酬（ア.を除く）

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-
連結子会社	-	2
計	-	2

連結子会社における非監査業務の内容は、システム移行リスク管理態勢の調査業務であります。

ウ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

エ. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査計画、監査日数、当社の規模、特性等を勘案して監査報酬を決定しております。

オ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人に対する監査報酬額について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した上、同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

ア．報酬の決定方針及び決定方法

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりであります。

a．役員報酬の基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実施する優秀な人材を確保・維持し、株主価値の向上にむけて期待される役割を十分に果たすことが可能なものを設計する。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする。監督機能を担う非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は基本報酬のみとする。報酬水準は、当社取締役の役職及び職責に相応しい水準とする。また、報酬決定の客観性及び透明性を確保するために、報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の各役員報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

b．基本報酬、賞与の個人別の報酬等の額、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬は役職に基づく役割及び職責等に応じて支給し、主に国内における当社と同規模程度の企業等と比較して遜色のない水準となるように設定する。また、賞与については、金銭によるものとし、当社の業績、個人の業務執行状況及び貢献度等に応じ、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、支給の有無、具体的な額を決定する。なお、会社法施行規則第98条の5第2号に定める業績連動報酬等は支給しないものとする。

c．株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主と価値を共有し、持株会社の企業価値の持続的な向上を図るため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を2年間から5年間まで、又は取締役等の地位を退任するまでとする譲渡制限付株式を付与する。当社の業績と株価、及び対象者の役位と職責等に応じて、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、付与の有無、付与する株式の個数を決定する。

d．基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の額の監査等委員でない取締役（非業務執行取締役を除く）の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（非業務執行取締役を除く）における構成比率は、基本報酬：賞与：株式報酬＝2：1以内：1以内に設定する。

e．監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

(ア) 役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬水準及び構成比率の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

(イ) 各役員報酬の具体的決定手続きについては、以下のとおりとする。

監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定する。

監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、取締役会において代表取締役CEOに一任する旨の決議を行う場合は、代表取締役CEOは指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で監査等委員でない取締役の各役員報酬を決定しなければならない。但し、この場合においても、監査等委員でない取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により定める。

イ．役員報酬等に関する株主総会の決議

当社定款で定める当社設立日から最初の定時株主総会終了の時までの期間の取締役の報酬限度額（年額、賞与を含む）は、監査等委員でない取締役について300百万円以内、監査等委員である取締役100百万円以内、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬については別枠にて100百万円以内と定められております。なお、当社定款については、2020年6月27日に開催しましたアイペット損害保険株式会社の定時株主総会において承認を得ています。

ウ．取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動内容

a．取締役会の活動内容

取締役会が当事業年度（2020年10月1日～2021年3月31日）における取締役の報酬に関して審議・決議した事項は以下のとおりです。

<2020年10月29日>

監査等委員でない取締役の個別の固定報酬について、指名・報酬諮問委員会の答申を受け審議・決議いたしました。

<2021年2月25日>

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を、指名・報酬諮問委員会の答申を受け審議・決議いたしました。

b. 指名・報酬諮問委員会の活動内容

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。指名・報酬諮問委員会は、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とし（当事業年度は独立社外取締役2名および代表取締役CEOで構成）、年1回以上適宜開催しております。指名・報酬諮問委員会が当事業年度における取締役の報酬に関して審議した事項は以下のとおりです。

<2020年10月27日>

監査等委員でない取締役の個別の固定報酬について審議し、取締役会へ答申いたしました。

<2021年2月25日>

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を審議し、取締役会へ答申いたしました。

エ. 当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

当社グループ全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うためには代表取締役が適しているため、当事業年度の各取締役の固定報酬については、取締役会の委任を受けた代表取締役CEOが決定しております。なお、委任された内容の決定にあたっては、株主総会決議に従うことを前提に、指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で決定しなければならないものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	18	18	-	-	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1	1	-	-	1
社外役員	4	4	-	-	2

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、損害保険会社を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金とし、安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の確保に取り組んでおり、純投資目的である投資株式を保有しております。

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。一方、純投資目的以外とは業務遂行上の関係の維持強化やシナジー創出を目的とする場合と考えております。

2. 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるアイペット損保の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	99
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	50
非上場株式以外の株式	100	1,029

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	27	-

3. 提出会社の株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。
- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。
- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上等に関する情報
保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
- (3) 当社は、当連結会計年度より初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。
当社は、2020年10月1日設立のため、前連結会計年度及び前事業年度に係る記載はしていません。
なお、当連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったアイペット損害保険株式会社の財務諸表を引き継いで作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が行うセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2021年3月31日)	
資産の部	
現金及び預貯金	1,649
有価証券	5,842
貸付金	2,116
有形固定資産	1,599
土地	202
建物	75
建設仮勘定	168
その他の有形固定資産	152
無形固定資産	1,410
ソフトウェア	1,034
のれん	375
その他の無形固定資産	0
その他資産	3,457
未収保険料	1,469
未収金	1,250
未収収益	10
預託金	259
仮払金	230
その他の資産	237
繰延税金資産	1,754
貸倒引当金	0
資産の部合計	17,408
負債の部	
保険契約準備金	11,287
支払準備金	3,180
責任準備金	4,945
その他負債	947
未払法人税等	191
預り金	21
未払金	657
仮受金	1
リース債務	51
その他の負債	24
賞与引当金	151
株主優待引当金	6
特別法上の準備金	23
価格変動準備金	23
負債の部合計	12,415
純資産の部	
株主資本	
資本金	102
資本剰余金	7,854
利益剰余金	3,051
自己株式	0
株主資本合計	4,904
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	88
その他の包括利益累計額合計	88
純資産の部合計	4,992
負債及び純資産の部合計	17,408

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
経常収益	22,878
保険引受収益	22,412
正味収入保険料	1 22,412
資産運用収益	282
利息及び配当金収入	6 168
金銭の信託運用益	17
有価証券売却益	96
その他運用収益	1
その他経常収益	182
経常費用	22,496
保険引受費用	16,461
正味支払保険金	2 9,853
損害調査費	7 716
諸手数料及び集金費	3, 7 3,472
支払備金繰入額	4 510
責任準備金繰入額	5 1,906
資産運用費用	58
有価証券売却損	53
為替差損	0
その他運用費用	4
営業費及び一般管理費	7 5,944
その他経常費用	32
支払利息	3
貸倒引当金繰入額	0
その他の経常費用	29
経常利益	381
特別利益	1
段階取得に係る差益	1
特別損失	1,379
特別法上の準備金繰入額	9
価格変動準備金繰入額	9
固定資産処分損	8 1,369
税金等調整前当期純損失()	996
法人税及び住民税等	304
法人税等調整額	573
法人税等合計	269
当期純損失()	727
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	727

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純損失()	727
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	131
その他の包括利益合計	131
包括利益	595
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	595
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,118	3,831	2,324	-	5,624	43	43	5,580
当期変動額								
株式移転による変動	4,019	4,019			-			-
新株の発行（新株予約権の行使）	3	3			7			7
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			727		727			727
自己株式の取得				0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						131	131	131
当期変動額合計	4,015	4,023	727	0	719	131	131	588
当期末残高	102	7,854	3,051	0	4,904	88	88	4,992

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度
 (自 2020年4月1日
 至 2021年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	996
減価償却費	162
のれん償却額	9
株式報酬費用	5
雑損失	10
支払備金の増減額(は減少)	510
責任準備金の増減額(は減少)	1,906
貸倒引当金の増減額(は減少)	0
賞与引当金の増減額(は減少)	7
株主優待引当金の増減額(は減少)	2
価格変動準備金の増減額(は減少)	9
利息及び配当金収入	168
金銭の信託関係損益(は益)	17
有価証券関係損益(は益)	44
段階取得に係る差損益(は益)	1
支払利息	3
為替差損益(は益)	0
固定資産処分損益(は益)	1,388
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加)	489
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少)	123
小計	2,417
利息及び配当金の受取額	177
利息の支払額	3
法人税等の支払額	331
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	
金銭の信託の増加による支出	500
金銭の信託の減少による収入	1,530
有価証券の取得による支出	5,937
有価証券の売却・償還による収入	2,869
貸付けによる支出	307
貸付金の回収による収入	312
資産運用活動計	2,031
営業活動及び資産運用活動計	228
有形固定資産の取得による支出	261
無形固定資産の取得による支出	568
預託金の差入による支出	46
預託金の回収による収入	12
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	3 635
投資活動によるキャッシュ・フロー	2 3,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金の返済による支出	125
新株予約権の行使による株式の発行による収入	7
自己株式の取得による支出	0
リース債務の返済による支出	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	128
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,401
現金及び現金同等物の期首残高	3,050
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,649

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

アイペット損害保険株式会社

ペットオーライ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

ペットファースト少額短期保険株式会社

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益および利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（ペットファースト少額短期保険株式会社）については、当期純損益および利益剰余金等の観点からみて影響額は軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

その他の有形固定資産 3年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4)保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果が及ぶ期間を見積り、20年以内の一定の年数に基づく定額法によって償却を行っております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 支払備金

当社の連結子会社であるアイペット損保は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に契約者よりアイペット損保への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生 of 損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点のアイペット損保への報告の有無により、普通備金とIBNR備金（IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金）に区分して算出しております。

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

支払備金 1,801百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア．算出方法

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を元に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乘じることにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過年度の実績に基づき、大蔵省告示第234号別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により計算した結果を見積計上しております。具体的には、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乘じることによって要積立額を算定しております。

イ．主要な仮定

普通備金は、期末日時点で既に報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払金額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金はア．算出方法に記載の通り、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

ウ．翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌年度において主要な仮定において見込むことのできなかった新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響について一定の仮定を置いた上で、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループの経営成績への影響については軽微であり、会計上の見積りへの影響も軽微であると考えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2021年3月31日)
227

- 2 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	-
延滞債権額	-
3か月以上延滞債権額	-
貸付条件緩和債権額	0
合計	0

(注) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 3 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,801
同上に係る出再支払備金	-
差引(イ)	1,801
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	-
計(イ+口)	1,801

4 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	5,964
同上に係る出再責任準備金	-
差引(イ)	5,964
その他の責任準備金(ロ)	3,521
計(イ+ロ)	9,485

5 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券(株式)	200

(連結損益計算書関係)

1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
収入保険料	22,412
支払再保険料	-
差引	22,412

2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払保険金	9,853
回収再保険金	-
差引	9,853

3 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払諸手数料及び集金費	3,472
出再保険手数料	-
差引	3,472

4 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、 (口)に掲げる保険を除く)	510
同上に係る出再支払備金繰入額	-
差引(イ)	510
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係 る支払備金繰入額(口)	-
計(イ+口)	510

5 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控 除前)	1,188
同上に係る出再責任準備金繰入額	-
差引(イ)	1,188
その他の責任準備金繰入額(口)	717
計(イ+口)	1,906

6 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	165
貸付金利息	2
計	168

7 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
給与	2,160
代理店手数料等	3,472

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

8 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

当社の連結子会社であるアイペット損害保険株式会社における基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した資産の一部であるソフトウェア仮勘定残高1,369百万円について、特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		280百万円
組替調整額		124
税効果調整前		156
税効果額		24
その他有価証券評価差額金		131
その他の包括利益合計		131

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,796	22	7	10,811
合計	10,796	22	7	10,811
自己株式				
普通株式	1	6	7	0
合計	1	6	7	0

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により発行した株式22千株であります。発行済株式総数の減少は、自己株式の消却による減少7千株であります。

2. 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得6千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。自己株式の数の減少は、自己株式の消却による減少7千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注) 新株予約権の目的となる株式の種類、数は、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
現金及び預貯金	1,649
有価証券	8,421
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金同等物以外の有価証券	8,421
現金及び現金同等物	1,649

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

3 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにペッツオーライ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

資産	287百万円
(うち現金及び預貯金)	11)
(その他)	275)
のれん	384
負債	648
(うち借入金)	625)
(その他)	23)
支配獲得までの既取得価額	1
段階取得に係る差益	1
株式の取得価額	21
取得に伴う借入金の返済	625
現金及び現金同等物	11
差引：取得による支出	635

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	315
1年超	124
合計	439

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの中核子会社であるアイペット損保は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたるリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

流動性リスク

流動性リスクには、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預貯金	1,649	1,649	-
(2) 有価証券	7,972	7,972	-
(3) 未収保険料	1,469	1,469	-
(4) 未収金	1,250	1,250	-
資産計	12,341	12,341	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収保険料、(4) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所価格、債権・外国証券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所価格、公表されている基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
組合出資金	100
非上場株式	349

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	1,649	-	-	-
有価証券	400	210	149	-
未収保険料	1,469	-	-	-
未収金	1,250	-	-	-
合計	4,769	210	149	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	625	609	15
	株式	778	735	43
	外国証券	-	-	-
	その他	3,119	2,974	144
	小計	4,523	4,319	203
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	153	154	1
	株式	250	259	8
	外国証券	400	400	-
	その他	2,645	2,692	47
	小計	3,448	3,506	57
合計		7,972	7,825	146

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	240	38	11
外国証券	26	1	-
その他	2,596	57	41
合計	2,863	97	53

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

連結子会社であるアイペット損保は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

アイペット損保は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、当連結会計年度42百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
年金資産の額	50,274
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	49,084
差引額	1,189

(2) 制度全体に占めるアイペット損保の掛金拠出割合

当連結会計年度 0.28% (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金986百万円及び当年度剰余金203百万円でありま

す。

また、上記(2)の割合は、実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、2020年10月1日に単独株式移転により設立されたため、アイペット損保が発行していた2016年ストックオプションとしての新株予約権は、株式移転効力発生日の2020年10月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる、当社の第1回新株予約権を交付いたしました。

アイペット損保は2016年ストック・オプションの付与時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしてありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数 (注)1	アイペット損保取締役 1名 アイペット損保従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)2	普通株式 12,660株
付与日(注)3	2010年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2010年7月2日から 2020年6月28日まで

	ストック・オプション 第1回新株予約権(い)	ストック・オプション 第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数 (注)1	アイペット損保取締役 2名 アイペット損保従業員 16名	アイペット損保従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)2	普通株式 172,600株	普通株式 20,000株
付与日(注)3	2016年5月27日	2017年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年5月28日から 2026年3月23日まで	2019年2月25日から 2026年3月23日まで

(注)1. 付与対象者の区分は2020年10月1日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. アイペット損保によるものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)	ストック・ オプション 第1回新株予約権 (い) (注)	ストック・ オプション 第1回新株予約権 (ろ) (注)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,160	174,600	25,500
権利確定	-	-	-
権利行使	1,160	14,600	6,500
失効	-	-	-
未行使残	-	160,000	19,000

(注) 当社は2020年10月1日の株式移転により、アイペット損保における2016年ストックオプション第11回新株予約権を承継して当社の第1回新株予約権を交付しており、前連結会計年度末の数値はアイペット損保の前事業年度の数値を使用しております。

単価情報

	2010年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)	ストック・ オプション 第1回新株予約権 (い)	ストック・ オプション 第1回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	457	320	320
行使時平均株価 (円)	1,748	2,165	1,735
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2016年ストック・オプション付与日時点において、アイペット損保は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、2016年ストック・オプション付与日時点におけるアイペット損保株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、アイペット損保株式の評価方法は、純資産価値方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

326百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

37百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	20
普通責任準備金	107
異常危険準備金	986
賞与引当金	42
減価償却費	2
税務上の繰延資産	32
固定資産処分損	383
資産調整勘定	178
繰越欠損金	3
その他	56
繰延税金資産小計	1,812
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	1,812
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	58
繰延税金負債合計	58
繰延税金資産の純額	1,754

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(単独株式移転による持株会社の設立)

1. 取引の概要

2020年4月28日開催のアイペット損害保険株式会社取締役会および2020年6月27日開催の同社第16期定時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「アイペットホールディングス株式会社」を設立することを決議し、2020年10月1日に設立いたしました。

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

名称：アイペット損害保険株式会社

事業の内容：損害保険業

(2) 企業結合日

2020年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

アイペットホールディングス株式会社

(5) 企業結合の目的

アイペット損害保険株式会社は、「ペットと人々が共に健やかに暮らせる社会をつくる」ことを経営理念に掲げ、2004年の創業以来ペット保険の普及に努めて来ておりますが、この経営理念を実現するためには、ペットの殺処分、ペットの高齢化、飼い主の高齢化等のペットに関わる社会的課題に取り組んでいく必要があります。そこで、ペット保険事業を足掛かりに、巨大なペットビジネス市場の中でペット保険事業とのシナジー効果が生まれる事業に進出して収益拡大やお客さまの利便性向上を図るとともに、ペットに関わる各種社会的課題の解決に取り組むことを目的とした戦略的なグループ経営を展開していくため、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

新たに設立された持株会社である当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定および経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とする方針です。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（改正企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（改正企業会計基適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 ペッツオーライ株式会社

事業の内容 オンラインペット健康相談事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2020年10月1日に、アイペット損害保険株式会社の純粋持株会社として設立されました。「ペットと人々が共に健やかに暮らせる社会をつくる」という経営理念を実現するため事業領域の拡大を検討しています。

ペッツオーライ株式会社の事業はオンラインでのペット健康相談・しつけ相談プラットフォームの運営であり、今回の株式の取得により、事業規模の拡大、ペット保険事業とのシナジー効果の創出、収益力の強化が期待できると考えております

(3) 企業結合日

2021年1月1日（みなし取得日）

2021年3月15日（株式取得）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率	
企業結合直前に所有していた議決権比率	10.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	90.0%
取得後の議決権比率	100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
 当社が現金を対価として、ペットオーライ株式会社の株式取得を行ったためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
 2021年1月1日～2021年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳	
企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価	2百万円
追加取得に伴い支出した現金	21百万円
取得原価	24百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
 段階取得に係る差益 1百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
 384百万円
- (2) 発生原因
 今後の事業展開により期待される将来の超過収益力により発生したものであります。
- (3) 償却方法及び償却期間
 10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	287百万円
(うち現金及び預貯金)	11百万円)
(その他)	275百万円)
負債合計	648百万円
(うち借入金)	625百万円)
(その他)	23百万円)

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
 当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社グループは、アイペット損保が行う損害保険事業を中核事業としておりますので、損害保険事業を報告セグメントとしております。「損害保険事業」は、ペット保険の保険引受業務及び資産運用業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、責任準備金の計算方法が未経過保険料方式に基づいている点を除き、連結財務諸表作成のために採用される会計方針に準拠した方法であります。したがって、報告セグメントの利益は未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 3	合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	損害保険事業				
外部顧客への経常収益	22,740	137	22,878	-	22,878
セグメント間の 内部経常収益又は振替高 (注) 3	5	126	131	131	-
計	22,745	263	23,009	131	22,878
セグメント利益(注) 2	387	13	401	20	381
セグメント資産	16,477	877	17,355	52	17,408
その他の項目					
減価償却費	161	1	162	-	162
のれんの償却額	-	9	9	-	9
資産運用収益	282	0	282	-	282
支払利息	1	1	3	-	3
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	828	6	834	-	834

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額 20百万円は、未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）への調整であります。
 - (2)セグメント資産の調整額52百万円は、未経過保険料方式から初年度収支残方式への調整に伴う繰延税金資産の増加107百万円、セグメント間の債権債務等の消去額 55百万円であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益（J-GAAP）と調整を行っております。
3. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、セグメント間の内部経常収益又は振替高は、主として、当社が行っている経営管理事業が含まれております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	損害保険事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	9	-	9
当期末残高	-	375	-	375

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区	4,998	コンサルティング業	(被所有)直接 56.1	役員の兼任	資金の回収	300	短期貸付金	-
							利息の受取(注)1	0		
							子会社株式の譲受(注)2	21	-	-
							貸付金債権の譲受(注)3	625	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ペットオーライ株式会社の完全子会社化を目的としたものであります。
- 当社の完全子会社となったペットオーライ株式会社に対する貸付金債権であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区	4,998	コンサルティング業	(被所有)間接 56.1	役員の兼任	資金の貸付	300	短期貸付金(注)1	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 株式会社ドリームインキュベータに対する短期貸付金300百万円は、アイペット損保から連結財務諸表提出会社(当社)へ現物配当されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ドリームインキュベータ(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	461円79銭
1株当たり当期純損失()	67円30銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	727
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失()(百万円)	727
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,804
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権 2種類 新株予約権の数 89,500個 普通株式 179,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	125	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	11	9	1.4	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	28	41	1.6	2022年～2027年
合計	165	51	-	-

(注)1. 平均利率については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	9	10	10	8

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	5,195	10,744	16,584	22,878
税金等調整前四半期(当期) 純利益又は純損失() (百万円)	15	195	312	996
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は純損失 ()(百万円)	5	122	194	727
1株当たり四半期(当期)純 利益又は純損失()(円)	0.47	11.36	17.99	67.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 純損失()(円)	0.47	10.89	6.63	85.29

(注)当社は、2020年10月1日に設立されたため、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書を提出していません。参考としてアイペット損保の同四半期累計期間及び同四半期会計期間に係る数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

		当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		175
短期貸付金		1 625
前払費用		5
その他		0
流動資産合計		806
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品		4
有形固定資産合計		4
投資その他の資産		
関係会社株式		5,022
繰延税金資産		1
投資その他の資産合計		5,024
固定資産合計		5,029
資産合計		5,835
負債の部		
流動負債		
未払法人税等		9
前受収益		43
未払金		1 13
未払消費税等		6
株主優待引当金		6
流動負債合計		78
負債合計		78

(単位：百万円)

当事業年度
(2021年3月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	102
資本剰余金	
資本準備金	27
その他資本剰余金	5,625
資本剰余金合計	5,652
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2
利益剰余金合計	2
自己株式	0
株主資本合計	5,757
純資産合計	5,757
負債純資産合計	5,835

【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益	
経営管理料	1 129
営業収益合計	129
営業費用	
販売費及び一般管理費	1, 2 122
営業費用合計	122
営業利益	6
営業外収益	
受取利息	1 0
雑収入	1
営業外収益合計	2
経常利益	8
税引前当期純利益	8
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	1
法人税等合計	5
当期純利益	2

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額									
株式移転による変動	100	25	5,625	5,650				5,750	5,750
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2		2				4	4
当期純利益					2	2		2	2
自己株式の取得							0	0	0
当期変動額合計	102	27	5,625	5,652	2	2	0	5,757	5,757
当期末残高	102	27	5,625	5,652	2	2	0	5,757	5,757

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響について一定の仮定を置いた上で、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。新型コロナウイルス感染症による当事業年度及び翌事業年度以降の経営成績への影響については軽微であり、会計上の見積りへの影響も軽微であると考えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

(単位:百万円)

	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	625
短期金銭債務	11

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
営業取引による取引高	
営業収益	129
一般管理費	63
営業取引以外の取引による取引高	0

2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
給与	65
株主優待引当金繰入額	3
減価償却費	0

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	5,022

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：百万円)

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0
税務上の繰延資産	1
その他	0
繰延税金資産小計	1
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	1
繰延税金資産の純額	1

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.8
住民税均等割	22.6
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.1

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
工具、器具及び備品	-	5	-	0	4	-
有形固定資産計	-	5	-	0	4	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
株主優待引当金	-	6	-	6

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

株式移転により当社の完全子会社となったアイペット損害保険株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

(アイペット損害保険株式会社)

(1) 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	3,050	1,423
現金	0	0
預貯金	3,050	1,423
金銭の信託	1,013	-
有価証券	5,067	8,424
社債	768	778
株式	162	1,381
外国証券	424	400
その他の証券	3,711	5,864
貸付金	2,122	2,116
一般貸付	122	116
有形固定資産	1,401	1,593
土地	202	202
建物(純額)	45	75
建設仮勘定	8	168
その他の有形固定資産(純額)	144	146
無形固定資産	2,049	1,034
ソフトウェア	66	1,034
ソフトウェア仮勘定	1,982	-
その他の無形固定資産	0	0
その他資産	2,877	3,425
未収保険料	1,167	1,469
未収金	1,022	1,250
未収収益	11	10
預託金	235	259
仮払金	242	221
その他の資産	198	215
繰延税金資産	1,017	1,568
貸倒引当金	0	0
資産の部合計	15,599	16,587
負債の部		
保険契約準備金	8,869	11,287
支払準備金	3,1290	3,1801
責任準備金	4,7579	4,9485
その他負債	981	892
借入金	125	-
未払法人税等	201	182
預り金	20	19
未払金	593	638
仮受金	0	0
リース債務	40	51
賞与引当金	144	148
株主優待引当金	8	-
特別法上の準備金	14	23
価格変動準備金	14	23
負債の部合計	10,018	12,351

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,118	4,119
資本剰余金		
資本準備金	3,831	150
その他資本剰余金	-	2,932
資本剰余金合計	3,831	3,082
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,324	3,053
利益剰余金合計	2,324	3,053
株主資本合計	5,624	4,148
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	43	88
評価・換算差額等合計	43	88
純資産の部合計	5,580	4,236
負債及び純資産の部合計	15,599	16,587

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
経常収益	18,334	22,745
保険引受収益	18,115	22,412
正味収入保険料	¹ 18,115	¹ 22,412
資産運用収益	173	282
利息及び配当金収入	⁶ 125	⁶ 167
金銭の信託運用益	7	17
有価証券売却益	40	96
その他運用収益	-	1
その他経常収益	45	51
経常費用	17,920	22,374
保険引受費用	12,237	16,461
正味支払保険金	² 7,443	² 9,853
損害調査費	623	716
諸手数料及び集金費	³ 2,320	³ 3,472
支払備金繰入額	⁴ 326	⁴ 510
責任準備金繰入額	⁵ 1,522	⁵ 1,906
資産運用費用	55	58
金銭の信託運用損	1	-
有価証券売却損	33	53
為替差損	1	0
その他運用費用	18	4
営業費及び一般管理費	5,579	5,824
その他経常費用	49	31
支払利息	0	1
貸倒引当金繰入額	0	0
その他の経常費用	49	29
経常利益	413	370
特別損失	6	1,379
特別法上の準備金繰入額	6	9
価格変動準備金繰入額	6	9
固定資産処分損	-	⁷ 1,369
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	406	1,008
法人税及び住民税	341	296
法人税等調整額	197	576
法人税等合計	144	279
当期純利益又は当期純損失()	261	728

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,097	3,811	3,811	2,586	2,586	5,322
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	20	20	20			40
当期純利益				261	261	261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	20	20	20	261	261	302
当期末残高	4,118	3,831	3,831	2,324	2,324	5,624

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	14	14	5,336
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			40
当期純利益			261
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	58	58	58
当期変動額合計	58	58	244
当期末残高	43	43	5,580

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,118	3,831	-	3,831	2,324	2,324	5,624
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1	1		1			2
準備金から剰余金への振替		3,832	3,832	-			-
剰余金の配当			750	750			750
剰余金の配当に伴う準備金の積立て		150	150	-			-
当期純損失（ ）					728	728	728
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1	3,681	2,932	748	728	728	1,476
当期末残高	4,119	150	2,932	3,082	3,053	3,053	4,148

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	43	43	5,580
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			2
準備金から剰余金への振替			-
剰余金の配当			750
剰余金の配当に伴う準備金の積立て			-
当期純損失（ ）			728
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	131	131	131
当期変動額合計	131	131	1,344
当期末残高	88	88	4,236

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	406	1,008
減価償却費	109	161
株式報酬費用	18	5
雑損失	0	10
支払備金の増減額 (は減少)	326	510
責任準備金の増減額 (は減少)	1,522	1,906
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1	0
賞与引当金の増減額 (は減少)	18	4
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	30	-
株主優待引当金の増減額 (は減少)	4	8
価格変動準備金の増減額 (は減少)	6	9
利息及び配当金収入	125	167
金銭の信託関係損益 (は益)	6	17
有価証券関係損益 (は益)	5	44
支払利息	0	1
為替差損益 (は益)	1	0
固定資産処分損益 (は益)	47	1,388
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (は増加)	374	545
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (は減少)	23	99
小計	1,956	2,307
利息及び配当金の受取額	123	176
利息の支払額	0	1
法人税等の支払額	534	331
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,544	2,150
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (は増加)	1,104	-
金銭の信託の増加による支出	1,007	500
金銭の信託の減少による収入	-	1,530
有価証券の取得による支出	2,382	5,941
有価証券の売却・償還による収入	741	2,869
貸付けによる支出	20	307
貸付金の回収による収入	18	12
資産運用活動計	1,546	2,335
営業活動及び資産運用活動計	1	184
有形固定資産の取得による支出	222	255
無形固定資産の取得による支出	839	569
預託金の差入による支出	5	46
預託金の回収による収入	34	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	2 2,580	2 3,194
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	40	2
リース債務の返済による支出	8	11
借入金の返済による支出	-	125
借入れによる収入	125	-
配当金の支払額	-	449
財務活動によるキャッシュ・フロー	156	582
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	880	1,626
現金及び現金同等物の期首残高	3,931	3,050
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,050	1 1,423

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
その他の有形固定資産	3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 支払備金

当社は、損害保険業を営んでおり、通常、保険事故発生時から即時に当社への報告が行われることはなく、また、保険事故の報告を受けた後、保険金支払額が確定し、保険金が支払われるまでに一定の日数を要していることから、期末日時点においては、既発生の損害に対する保険金支払債務を相当程度有しております。そのため、当該債務を支払備金として負債計上しております。なお、支払備金は、期末日時点の当社への報告の有無により、普通備金とIBNR備金（IBNRは“Incurred but not reported”の略称であり、既発生未報告の損害に対する支払備金）に区分して算出しております。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

支払備金 1,801百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア．算出方法

普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しております。具体的には、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で、また、未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を元に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乘じることにより算定しております。

他方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過年度の実績に基づき、大蔵省告示第234号別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により計算した結果を見積計上しております。具体的には、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乘じることによって要積立額を算定しております。

イ．主要な仮定

普通備金は、期末日時点で既に報告を受けた保険事故に対して個別に支払額を見積計上しているものの、支払金額が未確定のものに対する支払見込額の見積りには、過去の支払実績から算出した平均単価を用いております。

他方、IBNR備金はア．算出方法に記載の通り、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、要積立額を算定しております。

ウ．翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記、主要な仮定には不確実性が含まれており、翌事業年度において主要な仮定において見込むことのできなかった新たな事実等の発生により、支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が大きく生じた場合には、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定でありませ

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響について一定の仮定を置いた上で、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。新型コロナウイルス感染症による当事業年度及び翌事業年度以降の経営成績への影響については軽微であり、会計上の見積りへの影響も軽微であると考えております。

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
235	227

- 2 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	-	-
3か月以上延滞債権額	-	-
貸付条件緩和債権額	0	0
合計	0	0

(注) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 3 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,290	1,801
同上に係る出再支払備金	-	-
差引(イ)	1,290	1,801
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	-	-
計(イ+ロ)	1,290	1,801

- 4 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	4,775	5,964
同上に係る出再責任準備金	-	-
差引(イ)	4,775	5,964
その他の責任準備金(ロ)	2,803	3,521
計(イ+ロ)	7,579	9,485

(損益計算書関係)

1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
収入保険料	18,115	22,412
支払再保険料	-	-
差引	18,115	22,412

2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払保険金	7,443	9,853
回収再保険金	-	-
差引	7,443	9,853

3 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払諸手数料及び集金費	2,320	3,472
出再保険手数料	-	-
差引	2,320	3,472

4 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、 (口)に掲げる保険を除く)	326	510
同上に係る出再支払備金繰入額	-	-
差引(イ)	326	510
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係 る支払備金繰入額(口)	-	-
計(イ+口)	326	510

5 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控 除前)	942	1,188
同上に係る出再責任準備金繰入額	-	-
差引(イ)	942	1,188
その他の責任準備金繰入額(口)	580	717
計(イ+口)	1,522	1,906

6 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
預貯金利息	1	0
有価証券利息・配当金	121	165
貸付金利息	1	1
計	125	167

7 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

当事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

当社における基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した資産の一部であるソフトウェア仮勘定残高1,369百万円について、特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	5,335	5,461	-	10,796
合計	5,335	5,461	-	10,796
自己株式				
普通株式	0	0	-	1
合計	0	0	-	1

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により発行した株式87千株及び2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加5,373千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、譲渡制限株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得0千株及び2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	10,796	8	7	10,798
合計	10,796	8	7	10,798
自己株式				
普通株式	1	6	7	-
合計	1	6	7	-

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により発行した株式8千株であります。普通株式の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却による減少7千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、譲渡制限株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得6千株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少7千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は（ストック・オプション等関係）に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年11月26日 臨時株主総会	普通株式	金銭 449	41	2020年12月1日	2020年12月1日
2020年11月26日 臨時株主総会	普通株式	貸付金 300	27	2020年12月1日	2020年12月1日
2020年11月26日 臨時株主総会	普通株式	株式 1	0	2020年12月1日	2020年12月1日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
現金及び預貯金	3,050	1,423
有価証券	5,067	8,424
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金同等物以外の有価証券	5,067	8,424
現金及び現金同等物	3,050	1,423

2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

3 重要な非資金取引の内容

当事業年度(自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

現物配当による貸付金の譲渡 300百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	324	315
1年超	417	124
合計	742	439

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持した上で安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役職員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

・信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

・市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。

・流動性リスク

流動性リスクには、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	3,050	3,050	-
(2) 金銭の信託	1,013	1,013	-
(3) 有価証券	4,868	4,868	-
(4) 未収保険料	1,167	1,167	-
(5) 未収金	1,022	1,022	-
資産計	11,121	11,121	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	1,423	1,423	-
(2) 金銭の信託	-	-	-
(3) 有価証券	7,972	7,972	-
(4) 未収保険料	1,469	1,469	-
(5) 未収金	1,250	1,250	-
資産計	12,116	12,116	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預貯金、(4) 未収保険料、(5) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所価格、債権・外国証券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所価格、公表されている基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
組合出資金	100	100
非上場株式	99	352

上記金融商品は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	3,050	-	-	-
有価証券	-	205	206	-
未収保険料	1,167	-	-	-
未収金	1,022	-	-	-
合計	5,239	205	206	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1,423	-	-	-
有価証券	400	210	149	-
未収保険料	1,469	-	-	-
未収金	1,250	-	-	-
合計	4,543	210	149	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	203

4. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	公社債	320	309	10
	株式	22	18	3
	外国証券	-	-	-
	その他	1,862	1,757	105
	小計	2,205	2,085	119
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	公社債	448	454	6
	株式	41	56	15
	外国証券	424	450	25
	その他	1,749	1,857	108
	小計	2,663	2,818	154
合計		4,868	4,904	35

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	公社債	625	609	15
	株式	778	735	43
	外国証券	-	-	-
	その他	3,119	2,974	144
	小計	4,523	4,319	203
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	公社債	153	154	1
	株式	250	259	8
	外国証券	400	400	-
	その他	2,645	2,692	47
	小計	3,448	3,506	57
合計		7,972	7,825	146

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	34	1	14
その他	788	39	18
合計	822	40	33

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	240	38	11
外国証券	26	1	-
その他	2,596	57	41
合計	2,863	97	53

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	6	-

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、前事業年度58百万円、当事業年度42百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
年金資産の額	33,944	50,274
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	32,958	49,084
差引額	986	1,189

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

前事業年度 0.41% (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度 0.28% (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金986百万円及び当年度剰余金203百万円でありま

す。

また、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

連結財務諸表の「注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
事業税	15	19
普通責任準備金	102	107
異常危険準備金	785	986
賞与引当金	40	41
減価償却費	4	2
固定資産処分損	-	383
税務上の繰延資産	35	30
その他	67	54
繰延税金資産小計	1,050	1,626
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,050	1,626
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	33	58
繰延税金負債合計	33	58
繰延税金資産の純額	1,017	1,568

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位:%)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	28.0	税引前当期純損失が計 上されているため、記載 を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.3	
住民税均等割	5.7	
評価性引当額の増減	2.5	
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6	

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区	4,998	コンサルティング業	(被所有) 間接 56.1	役員の兼任	資金の貸付 (注)1	300	短期貸付金	-
親会社	アイペットホールディングス株式会社	東京都港区	102	保険持株会社	(被所有) 直接 100	経営指導 役員の兼任	経営管理料の支払 (注)2	138	前払費用	43
							金銭配当の支払	449	-	-
							現物配当の支払 (注)3	301	-	-
							出向者人件費の受取 (注)4	59	未収入金	11

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 株式会社ドリームインキュベータに対する短期貸付金300百万円は、当社から連結財務諸表提出会社(アイペットホールディングス株式会社)へ現物配当しております。
- 経営管理料については、経営の管理、指導等の対価としての妥当性を総合的に勘案し、契約に基づき決定しております。
- 現物配当の支払は、株式会社ドリームインキュベータに対する貸付金債権300百万円およびペットオーライ株式会社の株式1百万円を交付したものであります。なお、譲渡価額については帳簿価額を基準として決定しております。
- 出向元における給与金額と出向割合を考慮し、人件費負担額を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	青山 正明	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.5	-	新株予約権の行使 (注)	17	-	-

(注) 2016年5月27日の取締役会決議により付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ドリームインキュベータ（東京証券取引所に上場）
 アイペットホールディングス株式会社（東京証券取引所マザーズに上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
1株当たり純資産額	516円96銭	392円35銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失（ ）	24円39銭	67円50銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	23円91銭	-

- （注）1. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失（ ）		
当期純利益又は当期純損失（ ）（百 万円）	261	728
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純 損失（ ）（百万円）	261	728
普通株式の期中平均株式数（千株）	10,737	10,800
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（百万円）	-	-
普通株式増加数（千株）	215	-
（うち新株予約権（千株））	(215)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

附属明細表
事業費明細表

(単位：百万円)

区分		金額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費	2,760
	給与	(1,985)
	賞与引当金繰入額	(247)
	役員賞与引当金繰入額	(-)
	退職金	(-)
	退職給付費用	(45)
	厚生費	(481)
	物件費	3,594
	減価償却費	(161)
	土地建物機械賃借料	(440)
	営繕費	(21)
	旅費交通費	(83)
	通信費	(300)
	事務費	(298)
	広告費	(798)
	業務委託費	(600)
	システム費	(264)
	諸会費・寄附金・交際費	(33)
	その他物件費	(592)
	税金	185
拠出金	-	
負担金	0	
	計	6,540
	(損害調査費)	(716)
	(営業費及び一般管理費)	(5,824)
諸手数料及び集金費	代理店手数料等	3,472
	保険仲立人手数料	-
	募集費	-
	集金費	-
	受再保険手数料	-
	出再保険手数料	-
	計	3,472
事業費合計		10,013

(注) 1. 金額は当事業年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他物件費のうち主なものは、支払手数料、求人費であります。

3. 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
土地	202	0	-	202	-	-	202
建物	88	47	24	111	36	6	75
建設仮勘定	8	166	6	168	-	-	168
その他の有形固定資産	338	83	71	350	191	62	146
有形固定資産計	637	298	102	833	227	68	593
無形固定資産							
ソフトウェア	294	1,049	0	1,340	306	81	1,034
ソフトウェア仮勘定	1,982	515	2,498	-	-	-	-
その他の無形固定資産	0	-	-	0	0	-	0
無形固定資産計	2,277	1,565	2,502	1,341	306	81	1,034

(注)1. 建設仮勘定の増加は、主にペット共生型賃貸集合住宅の建設によるものであります。

2. ソフトウェアの増加は、主に次期基幹システムの構築によるものであります。

3. ソフトウェア仮勘定の減少は、主に次期基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した残高について、固定資産処分損を計上したことによるものであります。

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	125	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	11	9	1.4	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	28	41	1.6	2022年～2027年
合計	165	51	-	-

(注)1. 平均利率については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	9	10	10	8

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	0	0	-	-	0
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
貸倒引当金計	0	0	-	-	0
賞与引当金	144	148	128	15	148
株主優待引当金	8	6	7	8	-
価格変動準備金	14	9	-	-	23

(注)1. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、引当額と実際支給額の差額であります。

資産除去債務明細表

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、2020年10月1日から2021年3月31日までです。）																										
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内																										
基準日	毎年3月31日																										
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日																										
1単元の株式数	100株																										
単元未満株式の買取り																											
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																										
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																										
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店																										
買取手数料	株式の売上の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																										
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/notification.html																										
株主に対する特典	<p>(1) 対象となる株主 毎年3月31日及び9月30日時点の株主名簿に記載又は記録された当社株式1単元（100株）以上を保有する株主に対し、所有株式数及び保有期間に応じて、株主優待ポイントを下表の通り贈呈いたします。</p> <p>(2) 株主優待制度の利用方法及び内容 「株主優待ポイント表」に基づいて、株主へ株主優待ポイントを贈呈し、株主限定の特設インターネットサイトにおいて、その株主優待ポイントとペット用品、雑貨、食品、電化製品、ギフト、旅行・体験などに交換できます。また、株主優待ポイントは、株式会社ウィルズが運営している「プレミアム優待倶楽部」の他社ポイントとも、共通株主優待コイン「WILLsCoin」と交換することで、合算してご利用いただくことが可能となります。</p> <p>株主優待ポイントは、毎年5月上旬、11月上旬に贈呈させていただく予定です。</p> <p style="text-align: center;">株主優待ポイント表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <th colspan="2">保有期間</th> </tr> <tr> <th>初年度（年間）</th> <th>2年目以降（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～199株</td> <td>3,000ポイント</td> <td>3,300ポイント</td> </tr> <tr> <td>200株～399株</td> <td>5,000ポイント</td> <td>5,500ポイント</td> </tr> <tr> <td>400株～599株</td> <td>10,000ポイント</td> <td>11,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>600株～799株</td> <td>20,000ポイント</td> <td>22,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>800株～999株</td> <td>30,000ポイント</td> <td>33,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000株～1,999株</td> <td>40,000ポイント</td> <td>44,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,000株以上</td> <td>80,000ポイント</td> <td>88,000ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2年以上保有の判定は、3月31日及び9月30日時点の株主名簿に同一株主番号で連続3回以上記載又は記録されることで行います。</p> <p>株主優待ポイントは、次年度へ繰り越すことができます（株主優待ポイントは最大2年間有効）。</p>	保有株式数	保有期間		初年度（年間）	2年目以降（年間）	100株～199株	3,000ポイント	3,300ポイント	200株～399株	5,000ポイント	5,500ポイント	400株～599株	10,000ポイント	11,000ポイント	600株～799株	20,000ポイント	22,000ポイント	800株～999株	30,000ポイント	33,000ポイント	1,000株～1,999株	40,000ポイント	44,000ポイント	2,000株以上	80,000ポイント	88,000ポイント
保有株式数	保有期間																										
	初年度（年間）	2年目以降（年間）																									
100株～199株	3,000ポイント	3,300ポイント																									
200株～399株	5,000ポイント	5,500ポイント																									
400株～599株	10,000ポイント	11,000ポイント																									
600株～799株	20,000ポイント	22,000ポイント																									
800株～999株	30,000ポイント	33,000ポイント																									
1,000株～1,999株	40,000ポイント	44,000ポイント																									
2,000株以上	80,000ポイント	88,000ポイント																									

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書

(第1期第3四半期) (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書
2021年5月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
2021年5月31日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

アイペットホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹澤 正 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイペットホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペットホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

支払備金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>アイペットホールディングス株式会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表の負債の部において支払備金1,801百万円を計上している。アイペットホールディングス株式会社の連結子会社であるアイペット損害保険株式会社は損害保険業を営んでおり、期末日時点で損害が発生している保険事故に対して支払備金を計上している。支払備金は、当該保険事故についての損害報告の有無によって普通備金、IBNR備金に区分して算出される。</p> <p>普通備金は、期末日時点で既に損害報告を受けた保険事故に対して個別に支払金額を見積計上しており、期末日において支払金額の確定しているものについては当該確定金額で算定され、支払金額未確定のものについては、保険契約者からの請求内容に応じて過去の支払実績を元に平均単価を算定したうえで、期末日時点の未払件数に乗じることにより算定される。</p> <p>一方、IBNR備金は、期末日時点で既に保険事故が発生しているが、報告を受けていないものに対して、過去の支払実績に基づく傾向が今後も継続するという一定の仮定に基づき、大蔵省告示第234号別表(第2条第3項関係)に定められた要積立額aの方式により、前事業年度までの直近3事業年度におけるIBNR備金積立所要額の平均額に、当事業年度を含む直近3事業年度の発生損害増加率を乗じることで要積立額が算定される。</p> <p>普通備金の見積りにおいては過去の支払実績に基づいた平均単価の算定、IBNR備金の見積りにおいては要積立額の算定など一定の仮定を伴い不確実性を伴うものであるため支払備金の見積額と実際発生額との間に差額が生じる可能性がある。また、支払備金自体の金額的重要性も高い。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、支払備金の見積りに係る内部統制の有効性を評価するに当たり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が実施している支払備金に関する見積りに使用するデータの正確性を確保するための統制について検証するためサンプリングの方法により整備状況及び運用状況の評価を行った。 ・上記検証に使用するデータの抽出元である支払備金の計算に関連するシステムの概要、利用状況の理解、期間を通じて不適切な変更が行われないためのシステム環境の評価を実施した。 <p>支払備金の見積金額について検討するに当たり、保険数理専門家を関与させ主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通備金の見積りの基礎となる過去の支払実績に基づいて算定された平均単価について、その計算の基礎となるデータを抽出するための条件設定及びデータ集計の正確性・網羅性について検討を行った。 ・IBNR備金の見積りについて、大蔵省告示第234号別表(第2条第3項関係)に照らして適切に算定されているかを検証するため、その計算の基礎となるデータを抽出するための条件設定及びデータ集計の正確性・網羅性、計算結果の適切性について検討を行った。 ・前期見積額と当期の実際発生額との比較を実施し過去の水準との乖離がないかどうか検証を行った。また、会社を使用するIBNR備金の見積方法について大蔵省告示第234号別表(第2条第3項関係)への準拠性の検討を行った。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

アイペットホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 澤 正 人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイペットホールディングス株式会社の2020年10月1日から2021年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペットホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。